

第 52 回人権理事会会議記録

房野 桂 作成

2023 年 2 月 27 日(月)午前

議事項目 1: 組織上・手続き上の問題

開会セッション

トルコとシリアの地震の犠牲者に黙祷(Muhammadou M.O. Kah ジュネーブ国連事務所ガ
ンビア代表部大使)

開会ステートメント:

1. Vaclav Balek 人権理事会議長
2. Osaba Korosi 第 77 回総会議長
3. Antonio Guterres 国連事務総長
4. Volker Turk 国連人権高等弁務官
5. Ignazio Cassis スイス連邦外務大臣

高官セグメント

Felix-Antoine Tshisekedi Tshilombo コンゴ民主共和国大統領、Milo Dukanovic モンテネ
グロ大統領、Gustavo Petro Urrego コロンビア大統領、Petr Fiala チェコ共和国首相、
Maen Abdulmalek Saeed イエーメン首相、Mukhtar Tileuberdi カザフスタン副首相・外
務大臣、Iivca Dacic セルビア第一副首相・外務大臣、Don Pramudwinai タイ副首相・外務
大臣、Tran Luu Quang ヴェトナム副首相、Wopke B. Hoekstra オランダ副首相・外務大
臣、Julio Cesar Arriola Ramirez パラグアイ外務大臣、AntoniaUrrejola Nogueraa チリ外務
大臣、Abdellatif Ouahbi モロッコ法務大臣、Abdulla Shahid モルディヴ外務大臣、Dan
Jorgensen デンマーク開発・協力・世界気候政策大臣、Ilia Darchashvili ジョージア外務大
臣、Arnoldo Andre コスタリカ外務崇拝大臣、Pekka Haavisto フィンランド外務大臣、
Aissata Tali Sall セネガル外務大臣、Maria Ubach Font アンドラ外務大臣

2 月 27 日(月)昼

高官セグメント(継続)

Riad Malki パレスチナ国外務・国外居住者大臣、Santiago Cafiero アルゼチン外務・国際
貿易・崇拝大臣、Zambry Abd Kadir マレーシア外務大臣、James Cleverly 国会議員、英国
外務・英連邦・開発問題大臣、Ziyambi Ziambi ジンバブエ司法・法律・議会問題大臣、
Annalena Baerbock ドイツ連邦外務大臣、Ana Cecilia Gervasi ペルー外務大臣、Retno L.P.
Marsudi インドネシア外務大臣、Hossein Amir-Abdollahian イラン外務大臣、Anniken
Huitfeldt ノルウェー外務大臣、Hadja Lahbib ベルギー外務、欧州問題・外国貿易、連邦文

化機関大臣、Erlyne Ndemibet Damas ガボン人権担当法務大臣、Catherine Colonna 欧州・外務大臣、Silvio Luiz de Almeida ブラジル人権・市民権大臣、Tanja Falon スロヴェニア副首相・外務欧州問題大臣、Alfonso Nsue Mokuy 赤道ギニア第三副首相、Johan Forssell スウェーデン外国貿易・国際開発協力大臣、Hala Vint Mazyad Al-Tuwaijri サウディアラビア人権委員会委員長、Oin Gang 中国外務大臣、Dominique Hasler リヒテンシュタイン外務・教育・スポーツ大臣、Tiordis Kolbrun Reykfyord Gylfadottir アイスランド外務大臣、Nikolaos-eorgios Densias ギリシャ外務大臣、Mehmet Kemal Bozay トルコ外務副大臣、Muzaffar Khusfinzoda タジキスタン外務副大臣、Louise Mushikiwabo フランス語圏団体事務局長、Jan Beagle 国際開発法律団体事務局長、Riccardo Paterno Di Montecupo マルタ騎士団外務大臣、Achim Seiner 国連開発計画長官

2月27日(月)午後

人権の主流化に関する年次高官パネル討論

基調開会ステートメント

1. Volker Turk 国連人権高等弁務官
2. Jayathma Wickramanayake 青年に関する事務総長特使

パネリストのステートメント

1. Diene Keita 国連人口基金事務総長補・副事務局長
2. Gilbert Houngbo 国際労働機関事務局長
3. Ana Luiza Thompson-Flores 国連教育科学文化機関ジュネーブ・リエゾン・オフィス所長
4. Christine Salloum 国連青年戦略高官運営委員会内青年団体国際調整会議代表

討論

南アフリカ、カーボヴェルデ(ポルトガル語諸国共同体を代表)、ウズベキスタン(諸国グループを代表)、リトアニア、欧州連合(諸国グループを代表)、カタール(アラブ諸国グループを代表)、エルサルヴァドル(諸国グループを代表)、オランダ、カタール、国連ウイメン、ニジェール、ジャマイカ、マラウイ、ブルキナファソ、国連食糧農業機関、ヴェトナム、チュニジア、タイ、タンザニア、ルーマニア、モルディヴ、モーリシャス、アルジェリア、ワールド・ヴィジョン・インターナショナル、Maria Ausiliatrice 国際機関、持続可能な開発目標青年議会、欧州青年フォーラム、Reseau Unite pour le Developpement de Mauritanie

まとめ

Diene Keita, Ana Luiza, Christine Salloum

2月28日(火)午前

高官セグメント(継続)

Prak Sokhonn カンボディア副首相・外務国際協力大臣、Antonio Tajani イタリア副首相・外務国際協力大臣、Ararat Mirzoyan アルメニア外務大臣、Adaljiza Albertina Xavier Reis Magno 東ティモール外務・協力大臣、Marcy Lopes アンゴラ法務・人権大臣、Joad Gomes Cravinho ポルトガル外務大臣、Joana Gomes Rosa Amado カーボヴェルデ法務大臣、Helena Mateus Kida モザンビーク法務・憲法・宗教問題大臣、Zacarias Da Costa ポルトガル諸国共同体事務局長、Ian Borg マルタ共和国外務・欧州問題・貿易大臣、Geoffrey Onyeama ナイジェリア外務大臣、Mario Ddolfo Bucaro Flores グアテマラ外務大臣、Sastislav Kacer スロヴァキア外務・欧州問題大臣、Alexander Schallenberg オーストリア欧州国際問題連邦大臣、Alan Ganoo モーリシャス外務・地域統合国際貿易・陸上輸送・ライト・トレイル大臣、Bogdan Lucian Aurescu ルーマニア外務大臣、Subrahmanyam Jaishankar インド外務大臣、Rotelio Mayta Mayta ボリヴィア多民族国家外務大臣、Park Jin 韓国外務大臣、Josaep Borrell Fontelles 外務・安全保障政策欧州連合代表、Govinda Prasad Sharma Koirala ネパール平和と人権に関する首相顧問、Bibata Nebie Ouedraogo 法務・人権大臣、Patricia Scotland 英連邦事務局長、Mirjana Spoljaric Egger 赤十字国際委員会会長、WEduardo Enrique Reina Garcia ホンデュラス外務国際協力大臣、Akmal Saidov ウズベキスタン人権大臣、Gedeon Timotiwos Hssebon エチオピア法務大臣、Yvan Gil Pinto ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国外務国民の力大臣、Al-Habo Mahamat-Ahmad 法務大臣・人権担当国璽保持者、Yvonne Dausab ナミビア法務大臣 Edgars Rinkevics ラトヴィア外務大臣、Bruno Eduardo Rodriguez Parrilla キューバ外務大臣

2月28日(火)午前

死刑に関する2年に一度の高官パネル

開会ステートメント

1. Volker Turk 国連人権高等弁務官
2. Idrissa Sow 人権人々の権利アフリカ委員会のアフリカにおける死刑、司法外・即決・恣意的殺害及び強制失踪に関する作業部会議長

パネリストによるステートメント

1. Azalina Othman Said マレーシア法律・制度改革大臣
2. Jose Manuel Santos Pairs 人権委員会委員
3. 佐藤舞モナッシュ大学法学部准教授・Eleos Justice 代表・CrimeInfo 副代表

法の下で死刑をとどめている79か国のうちわずか2か国、つまりジャマイカとセントヴィンセント・グレナディーンが、意図的殺害と定義される最も重大な犯罪に死刑を制限する国際基準に従っている。残る77か国では国家が下す殺害が、「最も重大な」基準に当てはまらない犯罪に対する一形態の懲罰として、保たれている。死刑が妥当であると考えら

れる犯罪の中には、全く犯罪化されないものもある。これには、11 か国で、死によって罰することができる姦通、いわゆる宗教的罪、同性間性行為が含まれる。

4. Sarah Belal パキスタン司法プロジェクト代表

討論

ベルギー(諸国グループを代表)、ポルトガル、オーストラリア(カナダとニュージーランドも代表)、コスタリカ(54 か国を代表)、欧州連合人権特別代表、南アフリカ、スペイン、ブルキナファソ、イタリア、コスタリカ、シンガポール(諸国グループを代表)、スイス(オーストリア、リヒテンシュタイン、スロヴェニアも代表)、アルゼンチン(諸国グループを代表)、アンゴラ(ポルトガル語共同体を代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、フィンランド(北欧・バルチック諸国を代表)、シエラレオネ、トーゴ、ザンビア、フランス、カメルーン、イラク、エジプト、リビア、Ensemble contre la peine de mort、ACAT 国際連盟、世界非殺害センター、害悪削減インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会、国際弁護士協会

まとめ

Ahmad Faisal Muhamad ジュネーヴ連事務所マレーシア代表部大使、Jose Manuel Santos Pais、佐藤舞(多くの国々は、懲罰に基づく麻薬政策から離れて、害悪削減に向けて近づきつつある。例えば、違法な麻薬の世界的禁止の施行に対して責任を有するまさにその機関が、死刑が儲かる暴力的な闇市場を含む政策を認めてきた。廃止論者という言葉は、誤りであり、死刑判決は、最も重大な犯罪の域にも達していない犯罪に対して下され続けている。真の廃止を唱える国々には、死刑の廃止において果たすべき役割もあり、全ての国々に責任がある)、Sarah Belal

3月1日(水)午前

開発への権利に関する丸一日の高官会議

開会ステートメント

1. Amina J. Mohammed 国連副事務総長・国連持続可能な開発部会議長
2. Volker Turk 国連人権高等弁務官
3. Jeyhun Bayramov アゼルバイジャン外務大臣
4. Achim Steiner 国連開発計画総裁
5. Rebeca Grynspan 国連貿易開発会議事務局長
6. Tedros Adhanom Ghebreyesus 世界保健機関事務局長

第一日目討論(2月28日)

ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、ジンバブエ、南アフリカ、欧州連合、オマーン(湾岸協力会議を代表)、カタール(諸国グループを代表)、フィンランド(北欧・バルチック諸国を代表)、キューバ、イラン、ドイツ、アラブ首長国連邦、インドネシア、バーレーン、アルメニア、食料農業機関、タイ、タンザニア、中国、バングラデシュ、セネガル、フィ

リピン、マレーシア、シリア、モーリタニア

2日目開会ステートメント(3月1日)

Saad Alfarargi 開発への権利に関する特別報告者、Zamir Akram 開発への権利作業部会議長・報告者、Bonny Ibhawoh 開発への権利専門家メカニズム議長、Li Yuefen 南センター南南協力と開発財政に関する上級顧問

2日目討論

ブルンディ、カーボヴェルデ(ポルトガル語共同体を代表)、南アフリカ、ベラルーシ、インドネシア(東南アジア諸国連合を代表)、コーティヴォワール(アフリカ・グループを代表)、パキスタン(イスラム会議団体を代表)、ヴェトナム、モルディヴ、インド、エチオピア、ラオ人民民主主義共和国、ヴェネズエラ、ネパール、ニジェール、ボツワナ、サウディアラビア、イラン、ルクセンブルグ、英国、イラク、ガンビア、マラウイ、チュニジア

2日目まとめ

Saad Alfarargi、Bonny Ibhawoh、Li Yuefen

3月1日(水)午前

高官セグメント(継続)

Abdullatif Bin Rashid Alzayani バーレーン外務大臣、Nikolay Milkov ブルガリア外務大臣、Jesus Crispin Remulla フィリピン法務大臣、Peter Azijarto ハンガリー外務・貿易大臣、Luca Beddari サンマリノ外務大臣、Majla M. E Mangoush リビア外務・国際協力大臣、Melanie Joly カナダ外務大臣、Yury Ambrazevich ベラルーシ外務副大臣、Kornelios Korneliou キプロス外務副大臣、Lolwah Rashid Al-Khater カタール外務大臣補、Tim Watts オーストラリア外務大臣補、Fatmire Isaki 北マケドニア外務副大臣、Mantas Adomenas リトアニア外務政務官、Cjrostopher Ballinas メキシコ外務省人権部長、Khaled El Bakly エジプト外務大臣補、Hassein Brahim Taha イスラム協力機関事務総長

3月1日(水)午後

普遍的定期的レビューのための任意基金に関する高官パネル

基調開会ステートメント

1. Amina Mohammed 国連副事務総長
2. Nada Al-Nashif 国連副人権高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Federico Villgas ジュネーヴ国連事務所アルゼンチン代表部大使
2. Susanna Moorehead 経済協力開発機構開発援助委員会議長
3. Mona M'Bikay UPR Info 事務局長

討論

モザンビーク、ベルギー、南アフリカ、フィンランド(諸国グループを代表)、バハマ(諸国グループを代表)、モルディヴ(諸国グループを代表)、欧州連合、国連開発計画、バーレーン、マレーシア、ベナン、トーゴ、パラグアイ、ヴェトナム、モーリシャス、コスタリカ、アルメニア、タンザニア、インド、バングラデシュ、アゼルバイジャン、ネパール、イラク、モーリタニア、ガンビア、イラン、中国、フランス、スウェーデン性教育協会

まとめ

Federico Villegas、Susanna Moorhead、Mona M'Bikay

3月2日(木)午前

高官セグメント(継続)

Aurelen Agbenonci ベナン外務・協力大臣、Juan Carlos Holguin Maldonado エクアドル外務・人の移動大臣、Fausal Al-Mikdad、シリア外務・国外居住者大臣、Isabelle Berro-Amadel モロッコ外務協力大臣、Christian Trimua トーゴ人権・市民訓練・機関医の関係大臣、Antony J. Blinken 米国国務長官、Manaia Mahutai ニュージーランド外務・地方自治体大臣、Urmaz Reinsalu エストニア外務大臣、Kitlang Kabua マーシャル諸島外務・貿易大臣、Alatoi Ishmael Kalsakau ヴァヌアトゥ首相、Gordan Grilic Radman クロアチア外務欧州問題大臣、中谷元 日本首相特別顧問(日本はウクライナに対するけしからぬ侵略行為を断固として拒否し、ウクライナを強く支持し続ける。日本は、2011年の東日本大震災を含め、数多くの大きな自然災害を経験してきたので、トルコとシリアの人々に最大限の支援を提供している。日本は既に日本災害救援チームを派遣し、緊急救援物資と、約2,700万米ドルの緊急人道支援を提供した。我が国は、この領域でのカンボディア自身の努力を支援するカンボディアの人権状況に関する決議案を作成した。「北朝鮮」による拉致の問題は、時間制約のある重大な人道問題である。日本は、拉致問題の即時解決に向けて具体的に前向きの行動をとるよう「北朝鮮」に要請し続ける。昨年9月に、アジアで初めて日本は、昨年理事会で紹介された「責任ある供給網における人権の尊重に関するガイドライン」を出版した。我が国は、世界中で活動している日本企業による人権の相当の注意義務と開発途上国における関連制度の改善の導入を支援するために、国連開発計画及びその他の団体に1,400万米ドルを寄付した。女性の経済的エンパワーメントを推進するために、昨年7月現在、日本は、会社が一定の規模以上の雇用者に、その団体内のジェンダー賃金格差を明らかにするよう要請した。日本は、福島再活性化にとって極めて重要である福島第一原子力発電所の処理水の放出を、国内・国際安全基準に従って安全性を第一に優先して対処してきた。国連安全保障理事会の非常任理事国として、またG7の議長国として、日本は、法の支配に基づいて、国際秩序を擁護することを決意している)、Damas Ndumbaro タンザニア憲法・法律問題大臣、Zheenbek Kulubaev キルギスタン外務大臣、A.K. Abdul Momen バングラデシュ外務大臣、Nabil Ammar テュニジア外務・移動・海外テュニジア人大臣、Dawda A. Jallow ガンビア検事総長・法務大臣、Mohamed Lamin

Tarawalley シエラレオネ検事総長・法務大臣、Omer Ahmed Berzinji イラク外務副大臣、Mojciech Gerwel ポーランド外務政務官、Elnur Israfil Ogu Mammadov アゼルバイジャン外務副大臣、Josip Brkic ボスニア・ヘルツェゴヴィナ外務副大臣

3月2日(木)午後

高官セグメント(継続)

Juana Alexandra Hill Tinoco エルサルヴァドル外務大臣、Hina Radbani Khar パキスタン外務大臣、Abdoulaye Diop マリ外務・国際協力大臣、Roberto Alvarez GiVincent Biruta ルワンダ外務・国際協力大臣、Mayik Ayii Deng 南スーダン外務・国際協力大臣、Godfrey Yeboah Dame ガーナ検事総長・法務大臣、Imelde Sabusihayu Feliximike 南アフリカ国内連帯大臣、Mohamed Saeed Alhilo Dongs スーダン法務大臣、Machana Ronald Shamukuni ボツワナ法務大臣、Emine Dzhaparova ウクライナ外務第一副大臣、Mbayu Felix カメルーン国外関係大臣、Vlad Cuc モルドヴァ共和国外務大臣、Canfith Kwati Mashengo0Dkanubu 南アフリカ国際関係協力副大臣、Yill Otero パナマ外務省多国間関係協力政務官、Sergey Ryabkocc ロシア連邦外務副大臣、Megi Fino アルバニア欧州・外務副大臣、Angeles Moreno Bau スペイン外務・世界問題大臣、Jelissa Mantilla Falcon 米州人権委員会コミッショナー、Marua Pejcinovic Buric 欧州会議事務総長、Sima Bahous 国連ウィメン事務次長・事務局長、Diene Keita 国連人口基金事務局長代理、Gillian Triggs 国連難民高等弁務官事務所保護のための高等コミッショナー補

一般セグメント

マラウイ、アラブ首長国連邦、アルジェリア、ルクセンブルグ、湾岸協力会議、スリランカ、オマーン

3月3日(金)午前

一般セグメント(継続)

ホーリーシー、イスラエル、モーリタニア、レバノン、ソマリア、国内人権機関世界同盟、国際麻薬政策コーンソーシアム、教育市民社会、国際ソーシャル・ワーカー連盟、平和のための母親

理事会議長挨拶

Vaclay Balek 人権理事会議長

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書、人権高等弁務官事務所帯事務総長報告書

ニカラグアの人権状況に関する高等弁務官の口頭による最新情報に関する意見交換対話

口頭による最新情報のプレゼンテーション: Ilze Brands Kehris 国連人権事務総長補

当該国ステートメント: ニカラグア

討論: 欧州連合、カナダ(53 か国を代表)、フランス、米国、エクアドル、アルゼンチ

ン、中国、朝鮮民主人民共和国、ベルー、ヴェネズエラ、ウルグアイ、英国、ドイツ、スペイン、ジョージア、チリ、ベラルーシ、イエーメン、シリア、サウディアラビア、スリランカ、イラン、ロシア連邦、キューバ、エリトリア、マラウイ、フリーダム・ハウス、Hazteoir 団体、司法・国際法センター、Aula Abierta、平和ブリゲード・インターナショナル、Ingenieurs du Monde、アムネスティ・インターナショナル、国際人権サービス、世界拷問禁止団体

まとめ: Ilse Brands Kehris

3月3日(金)午後

スーダンの人権状況に関する指定専門家の支援を得て、スーダンに関する高等弁務官の最新情報に関する意見交換対話

口頭による最新情報のプレゼンテーション: Volker Turk 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: スーダン法務大臣

討論: カタール(アラブ諸国を代表)、ノルウェー(北欧・バルチック諸国を代表)、コート・ド'オワール(アフリカ諸国を代表)、欧州連合、フランス、米国、スイス、カタール、バーレーン、ルクセンブルグ、中国、ヴェネズエラ、エジプト、イラク、英国、南スーダン、ヨルダン、ケニア、ニジェール、リビア、サウディアラビア、マラウイ、モーリタニア、イエーメン、ナイジェリア、スリランカ、アイルランド、ロシア連邦、シリア、エリトリア、アルジェリア、チュニジア、シエラレオネ、世界福音同盟、全世界キリスト教徒連帯、国際人権サービス、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、CIVICUS: 世界市民参画同盟、弁護士の権利監視機構カナダ、国際人権同盟連盟、国際弁護士協会、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構

まとめ: Bolker Turk, Radhouane Noucer スーダンの人権状況に関する指定専門家、スーダン法務大臣

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地の人権状況に関する高等弁務官報告書に関する意見交換対話

提出文書: 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地の人権状況と説明責任と司法を確保する責務---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/52/75)

報告書のプレゼンテーション: Volker Turk 国連真剣高等弁務官

当該国ステートメント: イスラエル(欠席)、パレスチナ国

討論: カタール(アラブ諸国を代表)、欧州連合、オマーン(湾岸協力会議を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、クウェート、フランス、チュニジア、カタール、アラブ首長国連邦、リヒテンシュタイン、アイスランド、ルクセンブルグ、中国、インドネシア、ヴェネズエラ、エジプト、イラク、マレーシア、モルディヴ、オマーン、トルコ、バングラデシュ、ニュージーランド、ヨルダン、ニジェール、セネガル、アルジェリア、チリ、サウディアラビア、モーリタニア、スイス、シリア、イエーメン、ボツワナ、レバノ

ン、ボリヴィア、スロヴェニア、イラン

3月6日(月)午前

議事項目2(継続)

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地の人権状況と説明責任と司法を確保する責務(継続)

討論(継続):ロシア、ベルギー、キューバ、ブラジル、オーストラリア、南アフリカ、国際人種差別撤廃団体、NGO 調査機関、パステナ人居住権・難民の権利のための BADIL リソース・センター、Touro 法センター---人権とホロコースト機関、国連監視機構、AI Mezan 人権センター、パレスチナ人のための医療支援、子ども擁護インターナショナル、人権と入国 Ma'onah 協会

まとめ: Volker Turk

エリトリアの人権に関する強化意見交換対話

開会ステートメント: 1. Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官、2. Mohamed Abdelsalam Babiker エリトリアの人権に関する特別報告者、3. Adem Osman Idriss ジュネーブ国連事務所エリトリア代表部大使、4. Vanessa Tsehaye エリトリア移民社会活動家

討論: 欧州連合、ルクセンブルグ(Benelux 諸国を代表)、フランス、米国、中国、朝鮮民主主義人民共和国、ヴェネズエラ、ジブティ、英国、スーダン、南スーダン、エチオピア、ベラルーシ、イエメン、シリア、イラン、サウディアラビア、スリランカ、アイルランド、ニカラグア、ロシア連邦、キューバ、全世界キリスト教徒連帯、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際和解フェローシップ、良心と平和税インターナショナル、CIVICUS---世界市民参画同盟、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、国際弁護士協会

まとめ: Vanessa Tseyaye、Adem Osman Idriss、Mohamed Abdelsalam Babiker、Nada Al-Nashif

アフガニスタンの人権状況に関する意見交換対話

提出文書: アフガニスタンの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/52/74)

報告書プレゼンテーション: Richard Bennett アフガニスタンの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: アフガニスタン

討論: 欧州連合、アイスランド(北欧・バルチック諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ウズベキスタン(中央アジア諸国を代表)、欧州連合(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、国連ウイメン、フランス、米国、エクアドル、カタール、スイス、アイルランド、アラブ首長国連邦、ドイツ、ベルギー、韓国、イスラエル、日本、シエラレオネ、キプロス、ルクセンブルグ、インド、コスタリカ、中国、インドネシア、北マケドニア、ヴェネズエラ、カナダ、ポーランド、オランダ、アルバニア

3月6日(月)午後

アフガニスタンの人権状況に関する特別報告医者との意見交換対話(継続)

討論(継続): マレーシア、南アフリカ、スペイン、スーダン、オーストラリア、トルコ、ニュージーランド、カザフスタン、イタリア、マルタ共和国、チリ、マラウイ、モンテネグロ、オーストリア、クロアチア、ナミビア、ブルガリア、パキスタン、アルゼンチン、東ティモール、イラン、ウクライナ、サウディアラビア、ギリシャ、ロシア連邦、スロヴェニア、英国、アジア人権開発フォーラム、婦人国際平和自由連合、インターフェイス・国際介入、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会、世界拷問禁止団体、CIVICUS---世界市民参画同盟、国際弁護士協会、Oeanisation internationale pour les pays les motins avances、Meezaan 人権センター

まとめ: Richard Bennett

ミャンマーの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書に関する意見交換対話

提出文書: ミャンマーに関する独立国際事実確認ミッションによる勧告の実施に関する人権高等弁務官報告書(A/HRC/52/21)

報告書プレゼンテーション: Volker Turk 国連人権高等弁務官

ミャンマーに関する討論: 欧州連合、ノルウェー(諸国グループを代表)、フランス、米国、日本、ルクセンブルグ、コスタリカ、中国、国連子ども基金、インドネシア、ヴェネズエラ、エジプト、カナダ、オランダ、英国、マレーシア、南アフリカ、モルディヴ、トルコ、バングラデシュ、ガンビア、サウディアラビア、マラウイ、オーストラリア、モリタニア、リビア、タイ、ベラルーシ、ボツワナ、アイルランド、ヴェトナム、イラン、ロシア連邦、シエラレオネ、パキスタン(イスラム協力機構諸国を代表)、アジア人権開発フォーラム、中国貧困緩和財団、人権と入国のための Ma'nah 協会、Centrw pour les Droits Civils et Politiques---Centre CCPR、脅威にさらされる諸国民協会、Edmund Rice インターナル Ltd.、弁護士の権利監視機構カナダ、アムネスティ・インターナショナル、国際法律家委員会、CIVICUS---世界市民参画同盟

まとめ: Volker Turk

ニカラグアに関する人権専門家部会との意見交換対話

提出文書: ニカラグアに関する人権専門家部会報告書(A/HRC/52/63)

報告書のプレゼンテーション: Jan-Michael Simon ニカラグアに関する人権専門家部会議長

当该国ステートメント: ニカラグア

ニカラグアに関する討論: チリ(諸国グループを代表)、欧州連合、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、アイスランド(諸国グループを代表)、フランス、米国、スイス、エクアドル

3月7日(火)午前

ニカラグアに関する人権専門家部会との意見交換対話(継続)

討論(継続): キプロス、朝鮮民主人民共和国、ヴェネズエラ、英国、アルゼンチン、スペイン、ホーリーシー、ジョージア、イタリア、チリ、ベラルーシ、キューバ、イラン、オーストラリア、アイルランド、コスタリカ、ウクライナ、ロシア連邦、パナマ、ブラジル、エリトリア、シリア、パラグアイ、中国、権利生計賞財団、Aula Abierta、Raseau international des Droits Humains、国際人権同盟連盟、フリーダム・ハウス、国際人権サーヴィス、司法国際法センター、全世界キリスト教徒連帯、人権監視機構、CIVICUS---世界市民参画同盟

まとめ: Angela Maria Buitrago ニカラグアに関する人権専門家部会委員、Jan Michael Simon

高等弁務官の参画を得た南スーダンの人権に関する委員会の報告書に関する意見交換対話

提出文書: 国内の最近の人権開発に関する南スーダンの人権に関する委員会報告書 (A/HRC/52/26)

開会ステートメント: 1. Volker Turk 国連人権高等弁務官、2. Andrew Clapjam 国連南スーダン委員会委員、3. Ruben Madol Arol Kachuol 南スーダン司法憲法問題大臣

討論: 欧州連合、ノルウェー(北欧・バルチック諸国を代表)、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、リヒテンシュタイン、フランス、国連ウイメン、米国、ドイツ、ルクセンブルグ、中国、朝鮮民主人民共和国、ヴェネズエラ、エジプト、スイス、オランダ、英国、スーダン、アルバニア、ウガンダ、ケニア、エチオピア、セネガル、マラウイ、オーストラリア、アイルランド、タンザニア、サウディアラビア、南アフリカ、ナイジェリア、ロシア連邦、ブルンディ、リビア、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、慈善活動 Al Baraem 協会、人権監視機構、インターフェイス・インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、Elzka 救援財団、CIVICUS-世界市民参画同盟、人権アドヴォケイツ、国際人種差別撤廃団体、Meezaan 人権センター

まとめ: Ruben Madol Arol Kachuol、Barney Afako 国連南スーダン委員会委員

高等弁務官による口頭での最新情報

事務所の活動と最近の人権の発展に関する口頭での最新情報の高等弁務官によるプレゼンテーション: Volker Turk

3月7日(火)午後

コロンビア、グアテマラ、ホンデュラスにおける人権高等弁務官事務所の活動に関する報告書とキプロスに関する報告書の高等弁務官によるプレゼンテーション

提出文書: コロンビア(A/HRC/52/25)、グアテマラ(A/HRC/52/23)、ホンデュラス(A/HRDC/52/)における事務所の活動に関する報告書並びにキプロスの人権問題に関する高等弁務官事務所の報告書(A/HRC/52/16)

報告書のプレゼンテーション: Volker Turk 国連人権高等弁務官

高等弁務官の世界の最新情報とコロンビア、グアテマラ、ホンデュラス及びキプロスに関する報告書に関する一般討論

当該国ステートメント: コロンビア、グアテマラ、ホンデュラス、キプロス

一般討論: カタール(アラブ諸国を代表)、スウェーデン(欧州連合を代表)、ジンバブエ(諸国グループを代表)、コートイヴォワール(アフリカ諸国を代表)、シエラレオネ(諸国グループを代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、英国(諸国グループを代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、パキスタン(諸国グループを代表)、カタール、チェコ共和国、フィンランド、米国、中国、リトアニア、ルクセンブルグ、英国、ベルギー、アラブ首長国連邦、インド、フランス、ヴェトナム、カメルーン、モロッコ、メキシコ、マレーシア、モルディヴ、バングラデシュ、カザフスタン、ジョージア、ネパール、アルジェリア、チリ、ウクライナ、南アフリカ、パキスタン、キューバ、コートイヴォワール、ドイツ、エリトリア、ノルウェー、テュニジア、エクアドル、ロシア連邦、ブルキナファソ、スイス、国連ウィメン、アイルランド、ポルトガル、韓国、バーレーン、日本、朝鮮民主主義人民共和国、タンザニア、ザンビア、ヴェネズエラ、スロヴァキア、ラトヴィア、アルメニア、エジプト、イラク、カナダ、スロヴェニア、モルドヴァ共和国、オランダ、南スーダン、アイスランド、ウガンダ、ギリシャ、スウェーデン、マルタ共和国、エチオピア、アフガニスタン、オーストラリア

3月8日(水)午前

国際女性の日

ステートメント: 1. Vaclav Balek 人権理事会議長、2. Volker Turk 国連人権高等弁務官、3. メキシコ(諸国グループを代表)、4. 生殖に関する権利センター(市民社会団体を代表)

人権高等弁務官事務所の活動と最近の人権開発に関する高等弁務官の世界の最新情報とコロンビア、グアテマラ、ホンデュラス、キプロスに関する報告書に関する議事項目2の下での一般討論

トルコ、シリア、ナミビア、ベラルーシ、レソト、イエーメン、ボツワナ、ナイジェリア、アゼルバイジャン、ラオ人民民主主義共和国、ハンガリー、イラン、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ、ブルンディ、モーリタニア、レバノン、エルサルヴァドル、サウジアラビア、カンボディア、ペルー、デンマーク、パナマ、ニカラグア、Defensoria del Pueblo de Colombia、婦人国際平和自由連合、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、中国国際交流 NGO ネットワーク、人権監視機構、中国国連協会、平和のための Maat、開発・人権協会、IlCenacolo、アムネスティ・インターナショナル、中国平和開発財団、国際和解フェロシップ、Oidhaco、Bureau International des Droits Humains--- Action Colombie、Mouvement National des Jeunes Patriotes du Mali、フランシスカン・イ

インターナショナル、中国国際理解協会、イランのための司法 Ltd.、Presse Embleme Campagne、Africa Culture Internationale、世界福音同盟、世界ユダヤ人会議、イラク開発団体、世界非殺害センター、Fundacion Abba Colombia、権利生計賞財団、人権情報訓練センター、コロンビア法律家委員会、アジア人権開発フォーラム、米州法律家協会、平和トラック・イニシアティブ、iuventum e. V.、Organisation internationale pour les pays les moins avances、協議のための友好世界委員会、国際人権サービス、OCAPLOCE インターナショナル、人権アドヴォケイツ、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、世界ムスリム会議、開発とコミュニティ・エンパワーメント協会、平和と持続可能な開発国際行動、Promotion du Developpement Economique et Social---PDES、国際法律家委員会、Al-Haq、人に仕える法律、平和ブリゲード・インターナショナル、良心と平和税インターナショナル、CIVICUS---世界市民参画同盟、Conectas Direitos Humanos、女性の人権国際協会、国際国連青年学生運動、Association des etudiants tamouls de France、Association culturelle des Tamouls en France、Reseau Unite pour le Developpement de Mauritanie、Domite International pour le Respect et l'Application des la Charte Africane de Droits de l'Homme et des Peuples、Maloca Internationale、地域社会人権アドヴォカシー・センター、国際ムスリム女性連合

答弁権行使: 南スーダン、インド、ペラルーシ、アゼルバイジャン、キューバ、エジプト、モロッコ、アルメニア、ヴェネズエラ、ロシア連邦、中国

3月8日(水)午後

議事項目 2(継続)

答弁権行使(継続): キプロス、イスラエル、カンボディア、タイ、ニカラグア、ラオ人民民主主義共和国、バハマ、パキスタン、アルジェリア、米国、エリトリア、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、中国

議事項目 3: 開発への権利を含めたすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 1. 売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーのための補償に対処する子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者 Mama Fatima Singhateh の (AS/HRC/52/31)

2. モーリシャスへの彼女の訪問に関する報告書(S/HRC/52/31/Add.1)

報告書のプレゼンテーション: Mama Fatima Singhateh 子ども買春・子どもポルノ・その他の子どもの性的搾取資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者

当該国ステートメント: モーリシャス

討論: 欧州連合、ラトヴィア(諸国グループを代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、国連子ども基金、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、フランス、マルタ騎士団、

米国、チュニジア、ベルギー、イスラエル、ルクセンブルグ、トーゴ、パラグアイ、中国、インド、コスタリカ、ブルキナファソ、ロシア連邦、ヴェネズエラ、イラク、エジプト、ネパール、マレーシア、南アフリカ、スーダン、南スーダン、バングラデシュ、マルタ共和国、ケニア、レソト、ジョージア、ガンビア、フィリピン、アルジェリア、アフガニスタン、マラウイ、ストラリア、ナミビア、タイ、ボツワナ、パナマ、キューバ、東ティモール、パキスタン、モンテネグロ、ウクライナ、チャド、ベナン、イラン、カメルーンの人権と自由に関する国内委員会、カリタス・インターナショナル(国際カトリック慈善連合)、Rencontre Africaine pour la dwdwnaw des droits de l'homme、Association Culturelle des amouls en France、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、国際弁護士協会、Promotion du Developpement Economique et Social---PDES、Elizka 救援財団、平等な社会開発 Chongging センター、人権機関 AATASSIMO

まとめ: Mma Fatima Singhateh

適切な基準の生活への権利の構成要素としての適切な住居とこの状況での非差別の権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 気候危機と住居への権利に関する適切な住居に関する特別報告者 Balakrishnan Rajagopal の報告書(A/HRC/52/28)

報告書のプレゼンテーション: Balakrishnan Rajagopal

討論:フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、パラグアイ(諸国グループを代表)、パキスタン、フランス、ポルトガル、サウディアラビア、ドイツ、ブルキナファソ、米国、バーレーン、コロンビア、ルクセンブルグ、中国、インド、ヴェトナム、ロシア連邦、カメーン、アルメニア、モロッコ、ヴェネズエラ、エジプト、イラク、ネパール、タンザニア、マレーシア、南アフリカ、スペイン、モルディヴ

3月9日(木)午前

適切な住居に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): バングラデシュ、モーリシャス、ジョージア、アルジェリア、チリ、チュニジア、マラウイ、メキシコ、モーリタニア、ナミビア、アゼルバイジャン、ベナン、パナマ、ボリヴィア、キューバ、イラン、ヴァヌアトゥ、ブラジル、ウクライナ、カンボディア、インドネシア、ケニア、国連居住計画、ニジェーOC Nederland、VIVAT インターナショナル、国際環境法センター、フランシスカン・インターナショナル、iuventurn e.V.、世界バルア団体、平和のための Maat、開発人権協会、Association pour la defense des droits de l'homme et des revendications democratiques/Culturelles du peuple xqrbaidjanain-Iran-<ARC>、Association pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、パレスチナ人帰還センター-Lyd.

まとめ: Balakrishnan Rajagopal

食料への権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 紛争と食料への権利に対処する食料への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/52/40)

報告書プレゼンテーション: Michael Fakhri 食料への権利に関する特別報告者

討論: 欧州連合、ノルウェー(北欧・バルチック諸国を代表)、ブラジル(ポルトガル語諸国を代表)、国連ウイメン、フランス、エクアドル、ポルトガル、ブルキナファソ、スイス、マルタ騎士団、国連子ども基金、アラブ首長国連邦、米国、ベルギー、コロンビア、キプロス、食料農業機関、ルクセンブルグ、トーゴ、中国、インド、ヴェトナム、ロシア連邦、ジンバブエ、カメルーン、モロッコ、アルメニア、イラク、ポーランド、世界食糧計画、ジブティ、タンザニア、マレーシア、南アフリカ、スーダン、モルディヴ、南スーダン、バングラデシュ、カザフスタン、ヨルダン、モーリシャス、レソト、セネガル、アルジェリア、アフガニスタン、マラウイ、モーリタニア、クロアチア、ナミビア、イエーメン、ルーマニア、ベナン、シリア、ボリヴィア、サウディアピア、東ティモール、イラン、パキスタン

3月9日(木)午後

食料への権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): パナマ、アイ-ルランド、ウクライナ、ドイツ、ベラルーシ、カンボディア、レバノン、チャド、イタリア、インド国内人権委員会、Centre Europe-tiers monde、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの権利スウェーデン連盟-RFSL、貧困緩和中国財団、スイス・カトリック Lenten 基金、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、FIAN インターナショナル e.V.、シーク人権グループ、権利生計賞財団、アジア太平洋女性リソース調査センター (ARROW)、VAAGDHARA

まとめ: Michael Fakhri

白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家との意見交換対話

提出文書: 白皮症と取り組んでいる人権擁護者に対処する白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家(A/HRC/52/36)とマダガスカルへの訪問(A/HRC/52/Add.1)に関する報告書

報告書のプレゼンテーション: Muluka-Annemiti Drummond 白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家

当該国ステートメント: マダガスカル

討論: ポルトガル(ポルトガル語諸国を代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、欧州連合、国連子ども基金、イスラエル、ザンビア、中国、ヴェネズエラ、イラク、ジブティ、タンザニア、マレーシア、南アフリカ、アンゴラ、レソト、モザ

ンビーク、マラウイ、パナマ、ナイジェリア、米国、アルジェリア、ブルンディ
国内人権機関、立ち上がる声、国際人権サーヴィス、同じ太陽の下基金インター
ナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'home、世界ユダヤ
人会議、インターフェイス・インターナショナル、世界拷問禁止団体、青年統合
ヴォランティア・プラットフォーム

まとめ: Muluka-Annemiti-Drummond

人権と環境に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 女性・女兒・清潔で健全で持続可能な環境に対処する安全で清潔で
健全で持続可能な環境の享受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者報告
書(A/HRC/52/33)とポルトガルへの訪問に関する報告書(A/HRC/52/33/
Add.1)及びスロヴェニアへの訪問に関する報告書(A/HRC/52/33/Add.2)

報告書のプレゼンテーション: David R. Boyd 安全で清潔で持続可能な環境の享
受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者

当該国ステートメント: ポルトガル、スロヴェニア

討論: リトアニア(北欧・バルチック諸国を代表)、欧州連合、コスタリカ(諸国
グループを代表)、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、トリニダード・ト
バゴ(カリブ海共同体を代表)、国連開発計画、国連ウィメン、エクアドル、フラ
ンス、チュニジア、国連子ども基金、スイス、アラブ首長国連邦、ブルキナファ
ソ、米国、韓国、イスラエル、バーレーン、コロンビア、シエラレオネ、キプロ
ス、パラグアイ、ルクセンブルグ、モナコ、中国、食料農業機関、コスタリカ、
トーゴ、スロヴェニア、インド、ペルー、ロシア連邦、カメーン、モロッコ、ヴ
ェネズエラ、メキシコ、アルメニア、イラク、ポーランド、ネパール、ウルグア
イ、ジブティ、オーストリア、英国、マレーシア、南アフリカ、スーダン、スペ
イン、モルディヴ、カザフスタン、サモア、ケニア

3月10日(金)午前

人権と環境に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): ガボン、エチオピア、ジョージア、セネガル、チリ、マラウイ、マ
ーシャル諸島、オーストラリア、国連環境計画、ナミビア、ボツワナ、ブラジル、
ナイジェリア、アゼルバイジャン、ベナン、パナマ、国連人口基金、ボリヴィア、
サウディアラビア、ガンビア、キューバ、コーティヴォワール、東ティモール、
ヴァヌアトゥ、アイルランド、ウクライナ、イラン、パキスタン、国際法開発機
関

「子どもの権利とデジタル環境」というテーマに関する子どもの権利に関する
年次丸一日のパネル会議第一部

開会ステートメント:

1. Philip Jaffe 子どもの権利委員会委員・ジュネーヴ大学子どもの権利学センター
所長・パネル司会者

パネリスト:

1. Mariana コロンビアの人権擁護者
2. Kidus エチオピアの人権擁護者
3. Nidhi インドの青年アドヴォキット、作家、ポドキャスター

討論:エジプト子ども母親国内会議、東ティモール、欧州連合、キルギスタン(トルコ語諸国機構を代表)、コートイヴォワール(アフリカ諸国を代表)、リトアニア、ルクセンブルグ、アイルランド、国連子ども基金、ブルガリア、韓国、スロヴェニア、ポーランド、モロッコ、ウルグアイ、ルーマニア、チリ、アフガニスタン、イスラム協力機構、国連人口基金、パラグアイ、フランス、アルゼンチン、オランダ、モロッコ国立人権会議、イクオリティ・ナウ、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、Plataorma de Organizacione de Inncia、アムネスティ・インターナショナル、ありがとうインターナショナル

まとめ: Philip Jaffe、Mariana、Kidus、Nidhi、Philip Jaffe

3月10日(金)午後

デジタル環境で、子どもの権利を支持するために、どのように法的・政策的枠組が強化できるかに重点を置いて、子どもの権利とデジタル環境というテーマに関する子どもの権利に関する年次丸一日のパネル会議の第2部

子どもの人権擁護者と青年アドヴォキットによる発言: Mariana、Nidhi

開会ステートメント:

1. Philip Jaffe
2. Beeban Kidron 男爵夫人英国上院無所属議員・5つの権利財団議長
3. Constantinos Karachalios 電気・電子技師基準協会機関理事
4. Julie Knman Grant オーストラリア e 安全性コミッショナー

討論: エストニア(諸国グループを代表)、クロアチア(諸国グループを代表)、欧州連合、ウルグアイ(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、モナコ、南スーダン、イスラエル、エクアドル、アラブ首長国連邦、メキシコ、スイス、ボリヴィア、スペイン、シェラレオネ、ヴェトナム、ナミビア、ボツワナ、ベナン、米国、ジョージア、コスタリカ、マラウイ、ヴェネズエラ、子どもの権利コネクト(NGOグループを代表)、プラン・インターナショナル、母親が大事、教育への権利と教育の自由のための国際団体、北京国際交流 NGO 協会、HazteOirq 団体協会

まとめ: Philip Jaffe、Beeban Kidron 男爵夫人、Konstantinos Karachalios

人権と環境に関する特別報告者との意見交換対話

討論: ガーナ、カンボディア、国連居住計画、ドイツ、ベリーズ、バングラデシュ、チャド、タンザニア、インド国立人権機関、国際環境法センター、地球正義、SDGs のための

青年議会、母親が大事、プラン・インターナショナル、フランシスカン・インターナショナル、Edmund Rice インターナショナル、PRATYEK、協議のための友好世界委員会、iuventum e.V.

まとめ: David E Boyd

答弁権行使: 日本、アルメニア、中国、アゼルバイジャン

3月13日(月) 午前

議事項目 3(継続)

黙祷: 障害者の母、Judy Heumann の逝去に対して

障害者の権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 障害者のためのサービスの変革に対処する障害者の権利に関する特別報告者 Gerard Quinn の報告書(A/HRC/52/32)と欧州連合への訪問(A/HRC/52/32/Add.1)とヨルダンへの訪問(A/HRC/52/32/Add.1)に関する報告書

報告書のプレゼンテーション: Gerard Quinn

当該国ステートメント: 欧州連合、ヨルダン

討論: アイスランド(北欧・バルチック諸国を代表、欧州連合、メキシコ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国を代表)、コートイヴォワール(アフリカ諸国を代表)、イスラエル、国連ウィメン、フランス、エクアドル、アイルランド、ポルトガル、国連子ども基金、チュニジア、米国、アラブ首長国連邦、韓国、日本、コロンビア、キプロス、パラグアイ、ザンビア、中国、ルクセンブルグ、食料農業機関、インド、インドネシア、ロシア連邦、モロッコ、ヴェネズエラ、イラク、アルメニア、ジブティ、モルドヴァ共和国、エジプト、タンザニア、英国、マレーシア、南アフリカ、スペイン、モルディヴ、南スーダン、マルタ、ケニア、ジョージア、ガンビア、フィリピン、アルジェリア、モザンビーク、チリ、アフガニスタン、マラウイ、マーシャル諸島、クロアチア、ナミビア、ボツワナ、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベナン、エルサルヴァドル、パナマ、ブルガリア、イスラム協力機構、サウディアラビア、キューバ、コートイヴォワール、イラン、ウクライナ、トリニダード・トバゴ、ギリシャ、ベラルーシ、ルーマニア、カンボディア、国連人口基金、スーダン、チャド、赤道ギニア、カタール国内人権委員会、カメルーン人権自由国内委員会、国際障害者同盟、ユダヤ人弁護士・法律家国際協会、高齢者虐待防止国際ネットワーク、北京国際交流 NGO 協会、Amity 財団、シーク人権グループ、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、Chunhui 子ども財団、VIVAT インターナショナル

まとめ: Gerard Quinn

宗教または信念の自由に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: マンデートに対する夢を説明する宗教または信念の自由に関する特別報告者 Nazila Ghanea の報告書(A/HRC/52/38)

報告書のプレゼンテーション: Nazila Ghanea

討論: オランダ、カタール(アラブ諸国を代表)、欧州連合、オマーン(湾岸協力会議を代表)、アイスランド(北欧・バルチック諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ブルネイ・ダルサーラム、マルタ騎士団、チュニジア

3月13日(金)午後

宗教または信念の自由に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): ベルギー、アラブ首長国連邦、米国、イスラエル、バーレーン、カナダ、シエラレオネ、フランス、ルクセンブルグ、中国、コスタリカ、トーゴ、インド、インドネシア、ロシア連邦、カメルーン、モロッコ、ヴェネズエラ、イラク、アルメニア、ポーランド、ネパール、エジプト、英国、マレーシア、南アフリカ、スーダン、オマーントルコ、バングラデシュ

答弁権行使: アゼルバイジャン、アルメニア

「COVID-19 流行後により良く建て直す手段としてを含め、障害者の地域社会の包摂を保障する支援制度」というテーマの下での障害者の権利に関する年次意見交換対話

開会ステートメント: Nada Al-Rashif 国連人権副高等弁務官

司会者とパネリストによるステートメント:

1. Gerard Quinn 障害者の権利に関する特別報告者、司会者
2. Natalia Gherardi 司法とジェンダーのラテンアメリカ・チーム理事
3. Rose Achayo Obol ウガンダ障害者女性連合議長
4. Alson Bankof 米国保健人的サービス省高齢化・地域社会生活行政行政官代理・大臣政務官

討論: ルーマニア、イラン、メキシコ(諸国グループを代表)、ニュージーランド(諸国グループを代表)、ウガンダ(諸国グループを代表)、リトアニア(諸国グループを代表)、モザンビーク(ポルトガル語諸国を代表)、欧州連合、オマーン(湾岸起用力会議を代表)、カタール(アラブ諸国を代表)、イスラエル、エクアドル、マルタ騎士団、ガボン、ウクライナ、米国、ロシア連邦、ブラジル、南スーダン、キューバ、コスタリカ、アラブ首長国連邦、エジプト、カナダ人権委員会、国際障害者同盟、人権アドヴォケイツ、Commksskon nationale independante des droits de l'hoomme du Burundi、アジア太平洋女性リソース調査センター、Amity 財団

まとめ: Natalia Gherardi, Rose Achayo Obol, Alison Barkoff

3月14日(火)午前

宗教または信念の自由に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): カザフスタン、イタリア、マルタ、ニジェール、ホーリーシー、ジョージア、アフガニスタン、オーストラリア、モーリタニア、マラウイ、クロアチア、ナミビア

ア、イエーメン、パレスチナ国、アゼルバイジャン、ボリヴィア、ハンガリー、サウディアラビア、キューバ、ルーマニア、アイルランド、イラン、ウクライナ、ガーナ、カンボディア、レバノン、ベラルーシ、欧州安全保障協力機構、リビア、Commission nationale independante des droits de l'homme du Brundi、カタール国内人権委員会、全世界キリスト教徒連帯、世界福音同盟、自由擁護同盟、世界ユダヤ人会議、Coordination des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscience、スウェーデン性教育協会、英国ヒューマニスト協会、ヒューマニスト・インナショナル、良心平和税インターナショナル
まとめ: Nazila Chanea

人権とテロ対策に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 対テロと暴力的過激主義との闘いと防止の状況でのニュー・テクノロジーの利用と移転の人権の意味合いに関する テロ対策中の人権と基本的自由のい推進と保護に関する特別報告者 Fionnuala Ni Aolain の報告書(A/HRC/52/39)

報告書の紹介: Fionnuala Ni Aolain

当該国ステートメント: モルディヴ

討論: フィンランド(北欧・バルチック諸国を代表)、欧州連合、メキシコ(諸国グループを代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、コート・ド'ワール(アフリカ諸国を代表)、エクアドル、アイルランド、英国、国連子ども基金、スイス、チュニジア、米国、ブルキナファソ、中国、ルクセンブルグ、インド、ベルギー、コスタリカ、トーゴ、インドネシア、ロシア連邦、カメルーン、モロッコ、ヴェネズエラ、イラク、アルメニア、フランス、南アフリカ、スペイン、エジプト、ニジェール、リビア、ジョージア、アルジェリア、アフガニスタン、マラウイ、イエーメン、パナマ、キューバ、イラン、シリア、ベナン、パキスタン、ウクライナ、サウディアラビア、カタール、バーレーン、チャド、ナイジェリア、ウクライナ人権議会コミッショナー

3月14日(火)午後

人権と対テロに関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): Reseau Europeen pour l'Egakute dea Langues、第19条---国際検閲禁止センター、Ordem dos Advogados do Brasil Conselho Federal、人権アドヴォキッツ、中国人権開発財団、矯正トラスト、Conectas Direitos Humanos、国際ジャーナリスト連盟、国際法律家委員会、人権ハウス財団

まとめ: Fionnuala Ni Aolain

拷問に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 拷問の摘み対する国の犯罪化、捜査、訴追、刑の宣告における好事例に関する拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いはまたは懲罰に関する特別報告者 Alice Jill Edwards の報告書(A/HRC/52/30)

報告書のプレゼンテーション: Alice Jill Edwards

討論: 欧州連合、チリ(諸国グループを代表)、デンマーク(諸国グループを代表)、コート
イヴォワール(アフリカ諸国を代表)、ウクライナ(諸国グループを代表)、リヒテンシュタ
イン、エクアドル、フランス、スイス、米国、コロンビア、キプロス、バラグアイ、ベル
ギー、ブルキナファソ、ルクセンブルグ、中国、コスタリカ、ペルー、インドネシア、ロ
シア連邦、カメルーン、モロッコ、ヴェネズエラ、イラク、アルメニア、エジプト、英
国、アルゼンチン、マレーシア、スーダン、モルディヴ、カザフスタン、ジョージア、ガ
ンビア、アルジェリア、チリ、アフガニスタン、マラウイ、オーストラリア、ナミビア、
イエーメン、ボツワナ、ブラジル、キューバ、東ティモール、アイルランド、バーレー
ン、パキスタン、チェコ共和国、チュニジア、国際人権機関世界同盟、ブルンディ:
Commission nationale independante des droits de l'homme、ウクライナ議会人権コミッシ
ョナー、ヘルシンキ人権財団、拷問廃止のためのキリスト教徒行動国際連盟、国レズビア
ン・ゲイ協会、Conectas Direitos Humanos、Association Interntionale pour l'egalite des
femmes、拷問防止協会、拷問禁止世界団体、尊厳---拷問禁止デンマーク機関、Al-Haq 人
に仕える法、弁護士の人権監視機構カナダ

まとめ: Alice Jill Edwards

プライバシーへの権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: COVID-19 流行の状況で公共機関が収集した個人データを処理する際に、目的
の制限、データの削除、示されたまたは積極的な説明責任の原則の実施に関するプライバ
シーへの権利に関する特別報告者 Ana Brian Nougreres の報告書(A/HRC/52/37)

報告書のプレゼンテーション: Ana Brian Nougreres

討論: ラトヴィア(諸国グループを代表)、欧州連合、ドイツ(諸国グループを代表)、国連
開発計画、リヒテンシュタイン、フランス、米国、リトアニア

答弁権行使: アルメニア、インドネシア、中国、アゼルバイジャン、イラン

3月15日(水)午後

人権擁護者に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): 国連子ども基金、コロンビア、米国、バラグアイ、ベルギー、ブルキナファ
ソ、中国、ルクセンブルグ、スロヴェニア、コスタリカ、ペルー、インド、インドネシ
ア、ロシア連邦、カメーン、ヴェネズエラ、イラク、トーゴ、アルメニア、ジンバブエ、
ネパール、ウルグアイ、オランダ、エジプト、英国、南アフリカ、スペイン、マルタ、ケ
ニア、ジョージア、フィリピン、アルジェリア、チリ、アフガニスタン、マラウイ、モン
テネグロ、マーシャル諸島、パレスチナ国、ブラジル、ルーマニア、キューバ。ティヴォ
ワール、東ティモール、ヴァヌアトウ、モーリタニア、アルバニア、パキスタン、イラ
ン、カンボディア、コンゴ民主共和国、デンマーク(諸国グループを代表)、チュニジア、
国連ウイメン、チャド、国内人権機関世界同盟、オーストラリア法律会議、国際人権サー
ヴィス、フリーダム・ナウ、弁護士の人権監視機構カナダ、Oidhaco、Terre Des Hommes

Federation Internationale、カイロ人権学研究所、ヘルシンキ人権財団、子どもの権利コネクト、権利生計賞財団

まとめ: Mary Lawlor

文化的権利の分野の特別報告者との意見交換対話

提出文書: 文化的権利と移動に関する文化的権利の分野の特別報告者 Alexandra Xanthaki の報告書(A/HRC/52/35)

報告書のプレゼンテーション: Alexandra Xanthaki

討論: 欧州連合、コロンビア、バーレーン、米国、ドイツ、中国、キプロス、国連教育科学文化機関、ルクセンブルグ、コスタリカ、インド、ロシア連邦、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ポーランド、アルメニア、エジプト、マレーシア、スペイン、ギリシャ、バングラデシュ、カザフスタン、チリ、アフガニスタン、マーシャル諸島、ボツワナ、アゼルバイジャン、ベナン、ケニア、ポリヴィア、ガンビア、キューバ、アイルランド、ウクライナ、イラン、カンボディア、パキスタン、エルサルヴァドル、ポルトガル、シリア、ブルンディ国内人権機関、人権アドヴォケイツ Inc.、国際 PEN、教育権と教育の自由国際団体、脅威にさらされる諸国民協会、Association Culturelle Des Tamouls En France、世界 Barua 団体、世界対話と民主主義推進のためのパレスチナ人イニシヤティヴ、Jeunesse Etudiante Tamoule、"ECO-FAWN"(環境保存団体---植林野生動物自然財団)、アフリカ先住民族調整委員会、Jameh Ehyagaran Teb Sonnatu Va Salamat

まとめ: Alexandra Xanthaki

3月16日(木)午前

子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表との意見交換対話

提出報告書: デジタルの環境での子どもの保護に関する子どもに対する暴力の事務総長特別代表の報告書(A/HRC/52/61)

報告書のプレゼンテーション: Najat Maalla M'Jid 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

討論: 欧州連合、アイスランド(北欧・バルチック諸国を代表)、国連子ども基金、テュニジア、マルタ騎士団、イスラエル、シエラレオネ、カタール、米国、ベルギー、中国、ルクセンブルグ、スロヴェニア、インドネシア、インド、ロシア連邦、モロッコ、ヴェネズエラ、イラク、トーゴ、コスタリカ、アルメニア、エジプト、オーストリア、マレーシア、南アフリカ、モルディヴ、南スーダン、カザフスタン、イタリア、マルタ、ホーリーシー、英国、ジャマイカ、ジョージア、セネガル、アルジェリア、マラウイ、モンテネグロ、マーシャル諸島、モーリタニア、タイ、リビア、ボツワナ、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベナン、パナマ、ブラジル、アルバニア、イラン、ナイジェリア、ドイツ、サウジアラビア、ハンガリー、アラブ首長国連邦、カンボディア、フランス、ブルンディ国内人権委員会、子ども擁護インターナショナル、Conselho Indigenista Missionario、世界ムスリム会議、国際女性・教育・開発ヴォランティア団体、

カトリック国際教育事務所、Plataforma de Organizaciones de Infancia、国際教育権・教育の自由団体、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、VIVAT インターナショナル、国際カトリック子どもビューロー

まとめ: Najat Maalla M'jid

子ども支武力紛争に事務総長特別代表との意見交換対話

提出文書: 子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表報告書(A/HRC/52/60)

報告書のプレゼンテーション: Virginia Gamba 子どもと武力紛争のための事務素数長特別代表

討論: ドイツ(諸国グループを代表)、欧州連合、ポーランド(諸国グループを代表)、アルゼンチン(諸国グループを代表)、コート・ド'ワール(アフリカ諸国を代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、リトアニア(北欧・バルチック諸国を代表)、国連子ども基金、マルタ騎士団、コスタリカ、フランス、イスラエル、日本、カンボディア、シエラレオネ、米国、ベルギー、ブルキナファソ、中国、ルクセンブルグ、スロヴェニア、モロッコ、ヴェネズエラ、イラク

3月16日(木)午後

子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表との意見交換対話(継続)

討論(継続): アルメニア、エジプト、英国、マレーシア、南アフリカ、スーダン、南スーダン、カザフスタン、マルタ、ジョージア、フィリピン、アルジェリア、モザンビーク、アフガニスタン、マラウイ、ナミビア、イエメン、パレスチナ国、アゼルバイジャン、ルーマニア、パナマ、シリア・アラブ共和国、ペナン、ウクライナ、パキスタン、パラグアイ、ギリシャ、スイス、サウジアラビア、モルドヴァ共和国、イラン、チャド、スペイン、キューバ、イタリア、テュニジア、ニジェール、世界ウクライナ女性団体連盟、Jameh Ehyagan Teb Sonnatu Va Salamat Iranian、Promotion du Developpement Ecomique et Social、NGO 調査機関、人権アドヴォケイツ、国際カトリック子どもビューロー、子ども擁護インターナショナル、コロンビア法律家委員会、良心と平和税インターナショナル、Thendral 協会

まとめ: Virginia Gamba

答弁権行使: インドネシア、アゼルバイジャン、アルメニア、イスラエル、中国、ベラルーシ。

コロナウイルス病流行に対応して、ワクチンへのすべての国々の普遍的アクセスの保障についての高等弁務官の報告書に関する意見交換対話

提出報告書: コロナウイルス病(COVID-19)の流行への対応におけるワクチンへのすべての国々の普遍的アクセスに関する高等弁務官報告書(A/HRC/52/56)

報告書のプレゼンテーション: Peggy Hicks 人権高等弁務官事務所テーマ別関わり、開発への権利部部長

討論: 欧州連合、オランダ諸国グループを代表)、ノルウェー(諸国グループを代表)、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、東ティモール(諸国グループを代表)、エクアドル(諸国グループを代表)、バハマ(諸国グループを代表)、チャド(諸国グループを代表)、エクアドル、チュニジア、ドイツ、ポルトガル、バーレーン、フランス、米国、ポルトガル、アラブ首長国連邦、中国、コスタリカ、インドネシア、ロシア連邦、モロッコ、インド、ヴェネズエラ、ヴェトナム、イラク、トーゴ、アルメニア、ジンバブエ、ネパール、エジプト、英国、アルゼンチン、マレーシア、南アフリカ、モルディヴ、スペイン、スダン、ウガンダ、モーリシャス、ジョージア、セネガル、ラオ人民民主主義共和国、マラウイ、モーリタニア、ナミビア、ブラジル、アゼルバイジャン、ボリヴィア、キューバ

3月17日(金)午前

コロナウィルス病の対応におけるワクチンへのすべての国々の普遍的アクセスの保障に関する高等弁務官の報告書に関する意見交換対話(継続)

まとめ: Peggy Hicks

報告書のプレゼンテーション

提出文書: 人権に関する第8回多国籍企業とその他の企業に関する無期限政府間作業部会報告書(A/HRC/52/41)

報告書のプレゼンテーション: Emilio Rafael Izouerdo Mino 人権に関する多国籍企業とその他の企業に関するむ期限の政府間作業部会議長・報告者

提出文書: 2023年1月19日に開催された人権と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する対話と協力のための第5回会期間会議報告書(A/HRC/52/54)

報告書のプレゼンテーション: Galib Israfilov 人権と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する対話と協力のための5回会期間会議議長

提出文書: 事務総長と高等弁務官のテーマ別報告書

報告書のプレゼンテーション: Peggy Hicks 人権高等弁務官事務所テーマ別代わり、特別手続き、開発への権利部部長

1. 妖術及び儀式の非難に関連する有害な慣行に根がある人権侵害及び汚名の状況に関する調査(A/HRC/52/47)
2. 拷問被害者のための国連任意基金に関する事務総よう報告書(A/HRC/52/57)
3. 「拷問及びその他の非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の禁止条約」の「選択議定書」によって設立された特別基金に関する事務総長報告書(A/HRC/52/58)
4. 行方不明の人々に関する事務総長報告書(A/HRC/52/59)
5. 宗教または信念に基づいて人に対する不寛容、否定的固定観念化、汚名、差別、暴力の唆し及び暴力との闘いに関する高等弁務官報告書(A/HRC/52/79)
6. 人権理事会決議9/8を実施するために取られた措置と条約機関制度の効果、調和及び改革をさらに改善するための勧告を含め、その実施に対する障害に関する事務総長報告書

(HRC res 52/20)

7. 特別手続きによる結論と勧告を含む事務総長報告書(A/HRC/52/19)

議事項目 3 に関する一般討論

カタール(アラブグループを代表)、アルゼンチン(諸国グループを代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、スウェーデン(欧州連合を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、パキスタン(イスラム協力代替を代表)、イラン(諸国グループを代表)、モロッコ(諸国グループを代表)、コスリカ(諸国グループを代表)、シリア(諸国グループを代表)、韓国(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、サモア(諸国グループを代表)、ペルー(諸国グループを代表)、ポリヴィア(諸国グループを代表)、ウクライナ(諸国グループを代表)、バングラデシュ(諸国グループを代表)、インド(諸国グループを代表)、バングラデシュ(別の諸国グループを代表)、コート・ド'イボワール(アフリカ諸国を代表)、米国(諸国グループを代表)、ロシア連邦(諸国グループを代表)、サウジアラビア(諸国グループを代表)、ペルー(諸国グループを代表)、フィンランド、米国、ルクセンブルク、フランス、ネパール、マレーシア、南アフリカ、モルディヴ、カザフスタン、ジョージア、ガンビア、アルジェリア、チリ、マラウイ、ルーマニア、ポリヴィア、パキスタン、キューバ、ウクライナ、インド、テュニジア、ロシア連邦、エクアドル、国連ウイメン、ブルキナファソ、コロンビア、ヴェネズエラ、タンザニア、イラク、アルメニア

3月17日(金)午後

議事項目 3 に関する一般討論(継続)

ギリシャ、モーリシャス、アフガニスタン、オーストラリア、ナミビア、ナイジェリア、アゼルバイジャン、国連人口基金、モーリタニア、イラン、ホーリーシー、シリア、ヴァヌアトゥ、ベリーズ、カンボディア、フィリピン人権委員会、高齢者虐待防止国際ネットワーク、Al Baraem 慈善活動協会、国際人権支援、青年とセクシュアリティ Stitching CHOICE、統合青年エンパワーメント、北京国際交流 NGO 協会、特権のないイラン人患者のための医療支援協会、国際環境法センター、Shaanxi 愛国ヴォランティア協会、Al-Ayn 社会ケア財団、女性の人権国際協会、欧州センター---Tiers Monde、人権開発中国財団、Jameh Ehyagaran Tebb Sonnati Va Salamat Iranian、Rahbord Peimayash 調査教育サーヴィス、ジェンダー正義・女性のエンパワーメント・センター、母親が大事、国際教育権教育の自由団体、Association Internationale pour l'egalie des femmes、人権監視機構、英国ヒューマニスト協会、Institut International pour les Droits et le Dveloppement、正義と平和のためのドミニカンズ、テロ被害者擁護協会、国際弁護士団体、Asociacion HazteOir 団体、立案から Association pour la defense des droits de l'homme et des revendications democratiques/culturelles du peuple Azerbaidjanais-Iran---“ARC”、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、Amity 財団、弁護士の権利監視機構カナダ、MIMAN 協会、Slsalam 財団、北京 Guangrning 慈善財団、良心と平和税インターナショナル、北西人権団体連合、水・環

境・保健世界機関、中国人権学協会、VIVAR インターナショナル、地域社会人権アドヴォカシー・センター、Conectas Direitos Humanos、Associaion pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、スカウト運動世界団体、人権と入国 Ma'onah 協会、高齢化世界行動、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、歴史教科書日本協会、青年統合ヴォランティア・プラットフォーム、人間は権利、インターフェイス・インターナショナル、世界 Barua 団体、Centre du Commere Internattional pour le Developpement、PANAFRICA 協会、権利生計賞財団、北京工芸会議、Villages Unis(連合村)、フランシスカン・インターナショナル、マイノリティ権利グループ、Mouvement National des Jeunes Patriotes du Mali、国連中国協会、パレスチナ人権センター、平和のための Maat、開発人権協会、Coordinaion des Associations e des Paricullers pour la Liberte de Conscience、法律司法欧州センター、世界人権擁護 Stichting、中国国際交流 NGO ネットワーク、Khiam 拷問被害者リハビリ・センター、イラク開発団体、国連監視機構、人口開発アクション・カナダ、ヒューマニスト・インターナショナル、人権アソシエイツ、Associazione Comunia Papa Giovanni XXIII、米州法律家協会、シーク人権グループ、全世界キリスト教徒連帯、報道者の自由と安全機関、FIAN インターナショナル e.V.、人権機関、ユダヤ人弁護士法律家国際協会、国際法律家委員会、貧困緩和開発団体、Ligue pour la soidarite congolaise、Maloca インターナショナル、Akshar 財団、"ECO-FAWN"(環境保全団体---植林野生動物自然財団)、自由擁護同盟、Africa Culture Internationale、米州マイノリティ国際人権協会、Organisation internationale pour les pays les oins avances、Tumuku 開発文化連合、Organisation pour la Communicaiotn en Afrique et de Promotion de la Cooperation Weconomique Internationale---OCAPROCE インターナショナル

3月20日(月)午前

議事項目3に関する一般討論(継続)

世界ムスリム会議、平和と持続可能な開発国際行動、Promotion du Development Economique et Social、Lidscopravni organizace Praa a svobody obcanucu Turkmenistanu z.s.、技術と美術ネットワークの青年、Associaion Culturelle des Tamouls en France、Asociacion Cubana de as Naciones Unidas(キューバ国連協会)、Il Cenacoo、バハイ国際社会、世界協会協議会の国際問題教会委員会、Chunhui 子ども財団、人権連帯団体、人権と民主的参画センター"SHAMS"、暴力被害者擁護団体、Centre Zagrosa pour les Droits de l'Homme、Samahanam 障害者トラスト、Alliance Internationale pour la defense des Droits et des Libertes

答弁権行使: モロッコ、インドネシア、

議事項目4: 理事会の注意を必要とする人権状況

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: ミャンマーの人権状況に関する特別報告者 Thomas H. Andrews の報告書
(A/HRC/52/66)

報告書のプレゼンテーション: Thomas H. Andrews

討論: 欧州連合、オランダ(諸国グループを代表)、デンマーク(北欧・バルチック諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、リヒテンシュタイン、米国、チェコ共和国、韓国、フランス、日本、中国、インドネシア、ヴェネズエラ、カナダ、インド、オーストリア、英国、マレーシア、スペイン、トルコ、バングラデシュ、イタリア、マルタ、ガンビア、ラオ人民民主主義共和国、マラウイ、オーストラリア、クロアチア、ルーマニア、ブルガリア、タイ、ニュージーランド、ロシア連邦、南アフリカ、ドイツ、ウクライナ、CIVICUS---世界市民参画同盟、貧困緩和・開発団体、人権ナウ、第 19 条---国際検閲禁止センター、国際弁護士協会、人権機関、アジア人権開発フォーラム、オーストラリア法律会議、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、人権監視機構、iuvejtum e.V.

まとめ: Thomas H. Andrews

イランの人権状況に関する特別報告者報告書

提出文書: イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者 Javaid Rehman の報告書(A/HRC/52/67)

報告書のプレゼンテーション: Javaid Rehman

当該国ステートメント: イラン

討論: エストニア(北欧・バルチック諸国を代表)、欧州連合、リヒテンシュタイン、米国、アイルランド、ドイツ、チェコ共和国、イスラエル、ベルギー、中国、スイス、ルクセンブルグ、朝鮮民主人民共和国、コスタリカ、北マケド英国

3月20日(月)午後

イランの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論(継続): スペイン、アルバニア、ニュージーランド、イタリア、マルタ、ラオ人民民主主義共和国、モンテネグロ、オーストラリア、ベラルーシ、ルーマニア、シリア、キューバ、ニカラグア、ウクライナ、ニジェール、ロシア連邦、フランス、アルゼンチン、バハイ国際共同体、女性の権利保護機関、イランのための司法、女性の人権国際協会、国際教育開発、国際弁護士協会国際害悪削減協会、第 19 条---国際検閲禁止センター、暴力被害者擁護団体、国際人権同盟連盟

まとめ: Javaid Rehman

朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者 Eliza オーストラリア beth Salmon の報告書(A/HRC/52/65)

報告書のプレゼンテーション: Elizabeth Salmon

討論: 欧州連合、ノルウェー(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、米国、チェコ共和国、韓国、イスラエル、**日本**、フランス、中国、ベルー、ヴェネズエラ、英国、南スーダン、アルバニア、ニュージーランド、ラオ人民民主主義共和国、オーストラリア、ペラルーシ、ジンバブエ、ルーマニア、ニカラグア、キューバ、エリトリア、カンボディア、アイルランド、イラン、ブルンディ、ウクライナ、ヴェトナム、シリア、ロシア連邦、スイス、世界非殺害センター、Ingenieirs du Monde、人権監視機構、全世界キリスト教徒連帯、国際人権同盟連盟、国連監視機構、朝鮮再統合成功のための人々

まとめ: Elizabeth Salmon

ウクライナに関する独立国際調査委員会との意見交換対話

提出文書: ウクライナに関する独立国際調査委員会報告書(A/HRC/52/62)

報告書のプレゼンテーション: Erik Mose ウクライナに関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント: (ロシア連邦は欠席)、ウクライナ

討論: リトアニア(諸国グループを代表)、欧州連合、アルバニア(諸国グループを代表)、リトアニア(その他の諸国グループを代表)、国連ウイメン、リヒテンシュタイン、米国、フィンランド、アイルランド、マルタ騎士団、ドイツ、チェコ共和国、エストニア、韓国、**日本**、ポルトガル、フランス、ベルギー、中国、ラトヴィア、ルクセンブルグ、スイス、キプロス、コスタリカ、イスラエル、北マケドニア、カナダ、ポーランド、ヴェネズエラ、スロヴァキア

3月21日(火)午前

ウクライナに関する独立国際調査委員会との意見交換対話(継続)

討論(継続): ウルグアイ、グアテマラ、モルドヴァ共和国、オーストリア、英国、アルゼンチン、スペイン、アルバニア、ギリシャ、トルコ、ニュージーランド、マルタ、ジョージア、マラウイ、モンテネグロ、オーストラリア、クロアチア、ルーマニア、ベルギー、スロヴェニア、スウェーデン、ペラルーシ、ガーナ、シリア、イラン、オランダ、イタリア、ニカラグア、人権機関、人権のための医師、報道者の自由と安全のための機関、国際人権同盟連盟、世界ウクライナ女性団体連盟、人権ハウス財団、国際弁護士協会、アムネスティ・インターナショナル、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル

まとめ: Jasminka Dzumhur ウクライナの独立国際調査委員会委員、Pablo De Greiff ウクライナの独立国際調査委員会委員、Erik Mose

シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会との意見交換対話

提出文書: シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書(A/HRC/52/69)

報告書のプレゼンテーション: Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント: シリア

討論: 欧州連合、ノルウェー(北欧・バルチック諸国を代表)、ウズベキスタン、米国、カタール、アイルランド、エクアドル、イスラエル、ドイツ、**日本**、アラブ首長国連邦、ベルギー、

中国、ルクセンブルグ、キプロス、朝鮮民主主義人民共和国、コスタリカ、ポーランド、ヴェネズエラ、ジンバブエ、エジプト、オランダ、イラク、英国、マレーシア、アルバニア、ギリシャ、トルコ、ヨルダン、マルタ、ジョージア、ラオ人民民主主義共和国、チリ、オーストラリア、イラン、ベラルーシ、ルーマニア、スリランカ、キューバ、ブラジル、ニカラグア、ウクライナ、スーダン、ロシア連邦、クウェート、フランス、イタリア、スイス、ベラルーシ、婦人国際平和事由連合、全世界すべての死傷者、公正な裁判と人権を支援する国際会議、世界ユダヤ人会議、ニュー・ヒューマニティ、カイロ人権学研究所、パレスチナ人帰還センター Ltd.、人権のための医師、欧州センター---tiers monde、国際人権サーヴィス
まとめ: Hanny Megally シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会委員

3月21日(火)午後

エチオピアに関する人権専門家国際委員会との意見交換対話

プレゼンテーション: Mohamed Chande Othman エチオピアに関する人権専門家国際委員会
会議

当該国ステートメント: エチオピア

討論: 欧州連合、ノルウェー(諸国グループを代表)、コート・ド'ヴァール(アフリカ・グループを代表)、リヒテンシュタイン、アイルランド、米国、中国、ベルギー、ルクセンブルグ、スイス、カナダ、インド、ヴェネズエラ、オランダ、英国、スペイン、スーダン、南スーダン、ニジェール、キューバ、スリランカ、エリトリア、オーストラリア、イラン、ガーナ、ナイジェリア、ロシア連邦、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、人権のための医師、全世界すべての死傷者、Coordination des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscience、全世界キリスト教徒連帯、国際弁護士協会、CIVICUS---世界移民参画同盟、国際人種差別撤廃団体

まとめ: エチオピア、Steven Ratner エチオピアに関する人権専門家国際委員会委員、Radhika Coomaraswamy エチオピアに関する人権専門家国際委員会委員、Mohamed Chande Othman

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権状況に関する高等弁務官による口頭による最新情報に関する意見交換対話

プレゼンテーション: Volker Turk 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: ヴェネズエラ

討論: 欧州連合、バラグアイ(諸国グループを代表)、米国、エクアドル、ポルトガル、フランス、中国、ベルギー、朝鮮民主主義人民共和国、モロッコ、ウルグアイ、アルゼンチン、英国、スペイン、スーダン、スイス、ジョージア、チリ、イエメン、ボリヴィア、スリランカ、キューバ、エリトリア、オーストラリア、イラン、ニカラグア、ベラルーシ、ニジェール、ルクセンブルグ、ロシア連邦、ブルンディ、ウクライナ、シリア、ブラジル、CIVICUS---世界市民参画同盟、国際人権同盟連盟、国際人権サーヴィス、人権監視機構、

国際法律家委員会、国際米州マイノリティ人権協会

まとめ: Volker Turk

3月22日(水)午前

2020年の大統領選とその余波におけるベラルーシの人権状況に関する高等弁務官報告書に関する意見交換対話

提出文書: 2020年の大統領選とその余波におけるベラルーシの人権状況に関する高等弁務官報告書(A/HRC/52/68)

報告書のプレゼンテーション: Nada Al-Hashif 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント: ベラルーシ

討論: リトアニア(北欧・バルチック諸国を代表)、欧州連合、リトアニア、リヒテンシュタイン、フィンランド、米国、チェコ共和国、ドイツ、フランス、中国、ベルギー、ラトヴィア、ルクセンブルグ、キプロス、スイス、ポーランド、ヴェネズエラ、スロヴァキア、オランダ、モルドヴァ共和国、オーストリア、英国、スペイン、アルバニア、ギリシャ、マルタ、モンテネグロ、ルーマニア、ブルガリア、キューバ、オーストラリア、タジキスタン、アイルランド、ラオ人民民主主義共和国、イラン、ニカラグア、カンボディア、ウクライナ、レバノン、ロシア連邦、シリア、カザフスタン、クロアチア、アゼルバイジャン、ジンバブエ、人権ハウス財団、国内人権市民協会「ベラルーシ・ヘルシンキ委員会」、権利生計賞財団、世界拷問禁止団体、国際人権同盟連盟、国際和解フェローシップ、国際弁護士協会、人権監視機構、報道者の自由と安全機関、国際法律家委員会

まとめ: ベラルーシ、Nada Al-Nashif

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の独立国際事実確認ミッションとの意見交換対話

プレゼンテーション: Marta Valinas ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の独立国際事実確認ミッション議長

当該国ステートメント: ヴェネズエラ

討論: 欧州連合、カナダ(諸国グループを代表)、オランダ(Benelux 諸国を代表)、米国、エクアドル、イスラエル、ポルトガル、フランス、中国、朝鮮民主主義人民共和国、ジンバブエ、英国、ジョージア、ラオ人民民主主義共和国、チリ、ベラルーシ、ボリヴィア、キューバ、サウジアラビア、イラン、ニカラグア、イエメン、ブルンディ、シリア、エジプト、ロシア連邦、ブラジル、パラグアイ、国際法律家委員会、Fundacion

Latinotmrvicana pot losd Derechos Humanos y et Desarrollo Social、Ingenieurs du Monde、Centre pour les Droits Civils et Politiques---CCPR センター、フリーダム・ハウス、アムネスティ・インターナショナル、Aula Abierta、世界拷問禁止団体、Meezaan 人権センター

まとめ: Patricia Tappata Valdez ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の独立国際事実確認ミッション委員、Francisco Cox Vial ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の独立国際事実確認ミッション委員

3月22日(水)午後

朝鮮民主人民共和国の説明責任の推進に関する高等弁務官報告書のプレゼンテーション

提出文書: 朝鮮民主人民共和国で説明責任を推進することに関する高等弁務官報告書
(A/HRC/52/64)

Con

理事会の注意を必要とする人権問題に関する一般討論

カタル(諸国グループを代表)、スウェーデン(欧州連合を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ヴェネズエラ、米国、中国、フィンランド、リトアニア、ドイツ、ベルギー、ルクセンブルグ、チェコ共和国、フランス、コスタリカ、インド、ジョージア、アルジェリア、ボリヴィア、キューバ、パキスタン、ヴェトナム、ウクライナ、英国、イスラエル、オランダ、ロシア連邦、アイスランド、エストニア、韓国、キプロス、**日本**、スイス、カナダ、アルメニア、ノルウェー、オーストリア、スペイン、ヴェネズエラ、朝鮮民主人民共和国、南スーダン、アイスランド、スウェーデン、マルタ、アフガニスタン、オーストラリア、ベラルーシ、デンマーク、アゼルバイジャン、イラン、ガーナ、エジプト、ブルンディ、カンボディア、サウジアラビア、アドヴォカシー、カイロ人権学研究所、連合村、貧困緩和開発団体、国境なき開発のための国際人道社会、Comite International pour le Respect et l'Application de la Charte Africaine des Droits de l'Homme et des Peuples、ヒューマニスト・インターナショナル、民族的・宗教的・言語的及びその他のマイノリティの権利の保護のための国際連盟、平和ブリゲード・インターナショナル、全世界キリスト教徒連帯、Tumuku 開発文化連合、世界協会会議国際問題教会委員会、Conselho Indigenista Missionario、Centre Zagros pour les Droits de l'Homme、人権機関、CIVICUS---世界市民参画同盟、Lidscooprivni organizace Prava a svobody obcanuTurkmenistanu z.s.、人権のための医師、脅威にさらされる諸国民協会、統合青年エンパワーメント-共通イニシヤティヴ・グループ(I.Y.E.-C,U,G,)、対話と人権のためのアラブ欧州フォーラム、プレス・エンブレム・キャンペーン、国際人権支援、バハイ国際共同体、北京国際交流 NGO 協会、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、恵まれないイラン人患者のための医療支援協会、世界福音同盟、人権監視機構、国際教育開発 Inc.、欧州センター-tiers monde、イラン・エリート調査センター、フランシスカン・インターナショナル

3月23日(木)午前

議事項目4の一般討論(継続)

コーティヴォワール(アフリカ・グループを代表)、Jameh Ehyagaran Teb Sonnatu Va Salamat Iranian、人権開発アジア・フォーラム、Citoyens en action pour la democratie et le developpement、SDGのための青年議会、Rahbord Peimaesh 調査教育サービス協同

組合、国際弁護士団体、Institut International pour les Droits et le Developpement、Association pour la defense des droits de l'homme et des recendications democratiques/culturelles du peuple、Edmund Rice 国際 Ltd.、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、Associaton MIMAN 社会的被害者保護慈善機関、Alsalam 財団、イラン・イスラム共和国女性 NGO の北西連合、北西人権団体連合、水・環境・保健世界機関、中国人権学協会、Association pour l'Integration et le Developpement Durable au Buundi、VIVAT インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、青年統合ヴォランティア・プラットフォーム、世界バルア団体、アフリカ先住民族調整委員会、人間は権利、中国民族的マイノリティ外国交流協会、Coordination des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscience、欧州法律司法センター、ユダヤ人弁護士法律家国際協会、Al-Hac 人に仕える法、婦人人権国際協会、Ingenieurs du Monde、女性の権利保護機関、中国国際交流 NGO ネットワーク、B'nai B'rith、権利生計賞財団、自由擁護同盟、Stiching 世界人権擁護、イラク開発団体、アフリカ文化 Internationale、国連監視機構、Axociacion HaedOir 団体、Associayion Intnayionale pou l'egalie des femmes、国際人権サーヴィス、ユダヤ人団体調整理事会、米州法律家協会、ヘルシンキ人権財団、イラン自閉症協会、世界ムスリム会議、国際法律家委員会、Maloca Internationale、Promotion du Developpement Economique et Social---PDES、Association Bharathi Centre Clturel Franco---Tamoul、技術・美術ネットワークの青年、Association Culturelle Des Tamouls En Franvce、国際ムスリム女性連合、Jeunesse Etudiante Tamoule、Tamil Uzhagam、Les Caribous Libertes、Thendral 協会、Association pour le Droits de l'Homme et Le Developpement Durable、ジェンダー正義・女性のエンパワーメント・センター、暴力被害者擁護団体、Asociacion Cubana de las Naciones Unidas(キューバ国連協会)、イラン Thalassemia 協会、Chunhui 子ども財団、Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale---OCAPROCE インターナショナル、Khiam 拷問被害者リハビリ・センター、人権と入国のための Ma'onah 協会、報道者の自由と安全機関、ヒューマン・ライツ・ナウ、イラン人権文書化センター、国際キャリア支援団体、南北協力連合都市機関、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme、バーレーン司法協会、公共機関”Public Advocacy”

答弁権行使: キューバ、ヴェネズエラ、インド、**日本**、バーレーン、アルメニア、ニカラグア、ロシア連邦、アゼルバイジャン、中国、韓国、カンボディア、朝鮮民主人民共和国、米国、イラン、パキスタン、チュニジア

3月23日(木)午後

議事項目 3(継続)

マイノリティ問題に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 国連及びその他でのマイノリティの権利の誤用についてのマイノリティ問題

に関する特別報告者 Fernand de Varennes の報告書(A/HRC/52/27)

報告書のプレゼンテーション: Fernand de Varennes

討論: 欧州連合、チュニジア、コロンビア、パラグアイ、中国、スロヴェニア、米国、ソロシア連邦、カメルーン、イラク、ヴェネズエラ、ネパール、アルメニア、エジプト、オーストリア、インド、南アフリカ、カザフスタン、イタリア、ホーリーシー、ジョージア、アフガニスタン、オーストラリア、クロアチア、メキシコ、アゼルバイジャン、ルーマニア、バングラデシュ、イスラム協力機構、ハンガリー、キプロス、キューバ、アイルランド、ウクライナ、セルビア、イラン、ブラジル、ヴェトナム、ルワンダ、マイノリティ権利グループ、チベット文化保存開発中国協会、世界ユダヤ人会議、中国外国交流のための民族的マイノリティ協会、ADALAH-イスラエルのアラブ人マイノリティ法律センター、Shaanxi 愛国的ヴォランティア協会、教育権と教育の自由のために国際団体、ヒューマニスト・インターナショナル、Centre Xagros pour les Droits de l'Homme、貧困緩和開発団体

まとめ: Fernand de Varennes

答弁権行使: アゼルバイジャン、アルメニア、中国、イラン

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

報告書のプレゼンテーション

提出文書:

1. マイノリティ問題に関するフォーラムの第 15 回会期の報告書(A/HRC/52/71)
2. 2022 年会議に関する社会フォーラム報告書(A/HRC/52/73)
3. 民主主義、人権、法の支配に関するフォーラムの第 4 回会期報告書(A/HRC/52/72)
4. 理事会特別手続きの特別報告者/代表、独立専門家及び作業部会の活動に関する報告書(A/HRC/52/70)及びその付録(A/HRC/52/70/Add.1)
5. 2022 年 6 月 6 日から 10 日まで開催された理事会の特別手続きの報告書(A/HRC/52/3)

報告書のプレゼンテーション

Fernand de Varennes、Aurora Diaz-Rato Revuelta 2022 年社会フォーラムの共同議長・報告者、Patricia A. Hdermanns 人権・民主主義・法の支配に関するフォーラム議長、Victor Madrigal-Borloz 特別手続き調整委員会を代表

人権機関とメカニズムに関する議事項目 5 に関する一般討論

ベルギー(諸国グループを代表)、ポルトガル(諸国グループを代表)、フィリピン(東南アジア諸国連合を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ルーマニア(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ロシア連邦(諸国グループを代表)、米国、中国、ドイツ、フランス

3月24日(金)午前

議事項目5に関する一般討論(継続)

コスタリカ、インド、ネパール、マレーシア、バングラデシュ、ジョージア、ガンビア、アルジェリア、南アフリカ、ボリヴィア、キューバ、パキスタン、チュニジア、ロトシア連邦、ヴェネズエラ、国連教育科学文化機関、イラク、アルメニア、オーストリア、ウガンダ、リビア、タジキスタン、アフガニスタン、アゼルバイジャン、ガーナ、イラン、カンボディア、人工開発アクション・カナダ、シーク人権グループ、マイノリティ権利グループ、次世代財団、メディアと表現の自由のためのシリア・センター、欧州西トラキア・トルコ連盟、中国外国交流のための民族的マイノリティ協会、法的分析調査公共連合、rajasthan Samgrah Kalyan Sansthan、慈善活動 Al Baraem 協会、国境なき開発のための国際人道協会、Reseau Unite our le Developpement de Mauritanie、統合青年エンパワメント共通イニシャティヴ・グループ、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、貧困緩和開発団体、アムネスティ・インターナショナル、Ssociation MIMAN、iuventum e.V.、北西人権団体連合、報道者の自由と安全機関、国際人権サービス、人間は権利、Association pour l'Integration et le Developpement Durable au Burundi、世界 Barua 団体、連合村、Association pour la defense des droits de l'homme et des revendications denocratiques/culturelles du peuple Azelbaidjanais-Iran、アフリカ文化インターナショナル、平和と持続可能な開発国際行動、国際ムスリム女性連合、Asociation Cubana de las Naciones Unidas(キューバ国連協会)、Ssociation MIMAN、米州マイノリティ国際人権協会、世界ムスリム会議、Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Xcooperation Economique Internationale

答弁権行使: ヴェネズエラ

議事項目6: 普遍的定期的レビュー

バーレーンの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: バーレーンの普遍的定期的レビューの成果報告書

報告書のプレゼンテーション: バーレーン

245 の勧告のうち、バーレーンは 172 を支持し、73 に留意した。

まとめ: バーレーン

3月24日(金)午後

エクアドルの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: エクアドルの普遍的定期的レビューの成果

報告書のプレゼンテーション: エクアドル

討論: ブラジル、チリ、中国、キューバ、ジブティ、ガンビア、インド、カザフスタ

ン、モルディヴ、ネパール、パキスタン、南アフリカ、チュニジア、国連開発調整事務所、国連ウイメン、スウェーデン性教育協会、プラン・インターナショナル、人口開発アクション・カナダ、Institute Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesaine di Don Bosco、生殖に関する権利センター、CIVICUS-世界市民参画同盟、アムネスティ・ム

174 の勧告のうちエクアドルは 164 を支持し、10 に留意した。

まとめ: エクアドル

チュニジアの普遍的定期的レビューの検討

提出文書: チュニジアの普遍的定期的レビューの成果

報告書のプレゼンテーション: チュニジア

討論: ボツワナ、ブルネイ・ダルサーラム、ブルキナファソ、チャド、中国、キューバ、ジブティ、エチオピア、ガンビア、ドイツ、インド、イラン、クウェート、リビア、モルディヴ、CIVICUS-世界市民参画同盟、マイノリティ権利グループ、国連監視機構、世界拷問禁止団体、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際法律家委員会、人権アドヴォキッツ、Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale、インターフェイス・インターナショナル

273 の勧告のうちチュニジアは 192 を支援し、91 に留意した

まとめ: チュニジア

モロッコの普遍的定期的レビューの検討

提出文書: モロッコの普遍的定期的レビューの成果

報告書のプレゼンテーション: モロッコ

討論: 南アフリカ、国連ウイメン、アラブ首長国連邦、国連人口基金、ヴァヌアトウ、ヴェネズエラ、イエーメン、ジンバブエ、Ssociation MIMAN、スリランカ、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボツワナ、ブルネイ・ダルサーラム、権利生計賞財団、スウェーデン性教育センター、公正取引と人権を支援する国際会議、人口開発アクション・カナダ、米州法律家協会、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense dos droits de l'homme、Promotion du Developprmrny Economique et Social、Centre du Commerce International pour le Developpement、Organisation pour la Communication en Afrique wt de Promotion de la Cooperation Economique Internationale

306 の勧告のうち、モロッコは 232 を支援し、74 に留意した

まとめ: モロッコ

3月27日(月)午前

インドネシアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: インドネシアの普遍的定期的レビューの成果

報告書のプレゼンテーション: インドネシア

討論: シンガポール、スリランカ、タイ、チュニジア、国連人口基金、ヴェネズエラ、イエメン、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ・ダルサーラム、ブルキナファソ、中国、キューバ、ジブティ、ガンビア、カザフスタン、タンザニア、世界非殺害センター、国際家族計画連盟、プラン・インターナショナル Inc.、フランシスカン・インターナショナル、CIVICUS-世界市民参画同盟、ルーテル世界連盟

269 の勧告のうち、インドネシアは 205 を支持し、59 に留意した。

まとめ: インドネシア

アルジェリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: アルジェリアの普遍的定期的レビューの成果

報告書のプレゼンテーション: アルジェリア

討論: ブルキナファソ、中国、キューバ、ジブティ、エジプト、ガンビア、インド、イラン、イラク、クウェート、レソト、モルディヴ、世界福音同盟、弁護士のための弁護士、第 19 条-国際検閲禁止センター、国際人権サービス、CIVICUS-世界市民参画同盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、アムネスティ・インターナショナル、人権アドヴォケイツ、インターフェイス・インターナショナル、Promotion du Developpement Economique et Social

290 の勧告のうち、アルジェリアは 216 を支持し、70 に留意した

まとめ: アルジェリア

英国の普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 英国の普遍的定期的レビューの成果

報告書のプレゼンテーション: 英国

討論: ブルキナファソ、中国、コートイヴォワール、キューバ、エジプト、インド、イラン、カザフスタン、リビア、。モルディヴ、ナミビア、パキスタン、Campagne Internationale our l'Abolition des Armes Nucleaires、人権監視機構、英国ヒューマニスト協会、国際レズビアン・ゲイ協会、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、女性と家族計画介入連盟、自由擁護同盟、世界ユダヤ人会議、反奴隷制度インターナショナル、透明性のためのパートナー

302 の勧告のうち、英国は 135 を支持し、167 に留意した

まとめ: 英国

3月27日(月)午後

インドの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: インドの普遍的定期的レビューの成果

報告書のプレゼンテーション: インド

討論: 国連人間居住計画、国連人口基金、タンザニア、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ、

イエーメン、アルジェリア、アルメニア、ベルギー、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ・ダルサーラム、ブルキナファソ、中国、キューバ、アジア太平洋女性リソース調査センター、女性家族計画連盟、世界福音同盟、Edmund Rice 国際 Ltd.、イクイティ・ナウ、スウェーデン性教育連盟、弁護士のための弁護士、PRARYEK、人口開発アクション・カナダ、アジア人権開発フォーラム

339 の勧告のうち、インドは 221 を採択し、118 に留意した

まとめ: インド

フィンランドの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: フィンランドの普遍的定期的レビューの成果

報告書のプレゼンテーション: フィンランド

討論: ロシア連邦、シエラレオネ、テュニジア、ウクライナ、国連人間居住計画、タンザニア、ヴェネズエラ、ブルキナファソ、中国、キューバ、エジプト、ガンビア、イラン、カザフスタン、モルディヴ、SOS Kinderdorf International、自由擁護同盟、国際和解フェローシップ、NGO 調査機関、ヒューマニスト・インターナショナル、世界ユダヤ人会議、ルーテル世界連盟、世界非殺害センター、アムネスティ・インターナショナル、MeeZaan 人権センター、国際人権同盟連盟

229 の勧告のうち、フィンランドは 168 を採択し、47 に留意した

まとめ: フィンランド

フィリピンの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: フィリピンの普遍的定期的レビューの成果

報告書のプレゼンテーション: フィリピン

討論: 国連初協力事務所、ヴェネズエラ、イエーメン、ブラジル、ブルネイ・ダルサーラム、ブルキナファソ、カンボディア、中国、キューバ、ジブティ、エジプト、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マレーシア、モルディヴ、ヴァヌアトゥ、アジア人権開発フォーラム、弁護士のための弁護士、国際家族計画連盟、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、世界教会会議国際問題教会委員会、フランスカン・インタヘナショナル、弁護士の権利監視機構カナダ、人権監視機構、CIVICUS-世界市民参画同盟、生殖に関する権利センター

289 の勧告のうち、フィリピンは 215 を受け入れ、74 に留意した

まとめ: フィリピン

3月28日(火)午前

ブラジルの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: ブラジルの普遍的定期的レビューの成果報告種

報告書のプレゼンテーション: フィリピン

討論: ガンビア、インド、リビア、モルディヴ、ナミビア、ネパール、オマーン、パキ

スタン、ポルトガル、南アフリカ、ロシア連邦、スリランカ、チュニジア、国連ウイメン、国連人口基金、タンザニア、国際家族計画連盟、スウェーデン性教育協会、Bischofliches Hilfswerk Misereor e.V.、権利生計賞財団、Instituto de DessenvolvimentoInternario、フランシスカン・インターナショナル、Sociedade Maranhense de Direotos Humanos、Istituto internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco

306 の勧告のうち、ブラジルは 304 を支持し、2 つに留意した
まとめ: ブラジル

ポーランドの普遍的定期的レビューの検討

提出文書: ポーランドの普遍的定期的レビューの成果報告

プレゼンテーション: ポーランド

討論: ガンビア、カザフスタン、リビア、リトアニア、モルディヴ、ネパール、パキスタン、ロシア連邦、シエラレオネ、南アフリカ、チュニジア、ウクライナ、タンザニア、ヴェネズエラ、ブルキナファソ、中国、キューバ、女性と家族計画連盟、人権ハウス財団、弁護士のための弁護士、国際レズビアン・ゲイ協会、ヒューマニスト・インターナショナル、CIVICUS-世界市民参画同盟、人権監視機構、人権アドヴォケイツ、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

233 の勧告のうち、ポーランドは 89 を支持し、142 に留意した。2 つにはさらなる明確化が提供された

まとめ: ポーランド

オランダの普遍的定期的レビューの検討

提出文書: オランダの普遍的定期的レビューの検討

報告書のプレゼンテーション: オランダ

討論: 国連難民高等弁務官事務所、パキスタン、ロシア連邦、シエラレオネ、シリア、チュニジア、ウクライナ、タンザニア、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ、ボツワナ、ブルキナファソ、中国、キューバ、ガンビア、子ども擁護インターナショナル、人口開発アクション・カナダ、Federatie van Nederlandse Verenigen tot integratie Van Homoseksualiteit- COC オランダ、NGO 調査機関、透明性のためのパートナー、アムネスティ・インターナショナル、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、Asociation HazteOir 団体、Istituto、国際人種差別撤廃団体

255 の勧告のうち、オランダは 165 を支持し、89 に留意した。1 つの勧告には追加の明確化が提供された

まとめ: オランダ

普遍的定期的レビューに関する一般討論

3月28日(火)午後

南アフリカの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書: 南アフリカの普遍的定期的レビューの成果

プレゼンテーション: 南アフリカ

討論: セネガル、スリランカ、シリア、チュニジア、英国、国連子ども基金、国連人間居住計画、国連人口基金、タンザニア、ヴェネズエラ、イエーメン、アルジェリア、シエラレオネ、ベナン、ボツワナ、国際レズビアン・ゲイ協会、国際人権サーヴィス、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、人口開発アクション・カナダ、世界ユダヤ人会議、人権監視機構、CIVICUS-世界市民参画同盟、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme, 国際法律家委員会

293 の勧告のうち、南アフリカは 269 を支持し、23 に留意した。1 つの勧告には追加の明確化が与えられた

まとめ: 南アフリカ

普遍的定期的レビュー・メカニズムに関する議事項目 6 の下での一般討論

パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、トリニダード・トバゴ(諸国グループを代表)、米国、中国、インド、マレーシア、モルディヴ、ジョージア、ガンビア、アルジェリア、マラウイ、ベナン、ボリヴィア、キューバ、リトアニア、ヴェネズエラ、チュニジア、タンザニア、インドネシア、バーレーン、イラク、トーゴ、アルメニア、南スーダン、リビア、レソト、アゼルバイジャン、国連人間居住計画、ケニア、イラン、UPR Info.、Campagne Internationale pour l'Abolition des Armes Nucleaires、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、カイロ人権学研究所、Stichting 世界人権擁護、Asociacion Cubana de las Naclones Unidas(キューバ国連協会)、Instituto de Desenvolvimento e Direitos Humanos、ヒューマニスト・インターナショナル、国際弁護士協会、Justica Global、コロンビア法律家委員会、アムネスティ・インターナショナル、公正取引と人権支援国際会議、Guinee Humanitaire、暴力被害者擁護団体、ジェンダー正義と女性のエンパワーメントセンター

パレスチナとその他のアラブ被占領地の人権状況に関する議事項目 7 の下での報告書のプレゼンテーション

提出文書: 1. 東エルサレムを含めた被占領のパレスチナ領土と被占領のシリア・ゴラン高原のイスラエル入植地の人権に関する高等弁務官報告書(A/HRC/52/72)

2. 被占領のシリア・ゴラン高原のと人権に関する事務総長報告書(A/HRC/52/72)

報告書のプレゼンテーション: Christian Salazar Volkmann 人権高等弁務官事務所現地活動と技術協力部部長

当該国ステートメント: パレスチナ国、シリア・アラブ共和国

記事項目7の下での一般討論

オマーン(湾岸協力会議を代表)、カタール(アラブ諸国を代表)

3月29日(水)午前

議事項目7(継続)

一般討論(継続)

コートボワール(アフリカ諸国を代表)、ヴェネズエラ(友好国を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、アルジェリア、キューバ、ルクセンブルグ、カタール、アラブ首長国連邦、モロッコ、マレーシア、南アフリカ、モルディヴ、バングラデシュ、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、チリ、ボリヴィア、中国、パキスタン、スーダン、メキシコ、クウェート、チュニジア、ブルネイ・ダルサーラム、ロトア連邦、アイルランド、ヴェネズエラ、インドネシア、バーレーン、イラク、ジンバブエ、ジブティ、オマーン、トルコ、ヨルダン、リビア、サウジアラビア、モーリタニア、ナミビア、イエーメン、ナイジェリア、レバノン、スリランカ、イラン、朝鮮民主人民共和国、世界的対話と民主主義推進のためのパレスチナ・イニシヤティヴ、パレスチナ人のための医療支援、パレスチナ人権センター、B'nai B'rith、暴力被害者擁護団体、人権民主的参画センター”SHAMS”、NGO調査機関、人に仕えるAl-Haq法、パレスチナ帰還センターLtd.、国連監視機構、法的援助とカウンセリング女性センター、ユダヤ人団体調整理事会、UPR Info.、公正取引と人権を支持する国際会議、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、パレスチナ人居住難民権BADILリソース・ランター、世界ユダヤ人会議、子ども擁護インターナショナル、Ingenieurs du Monde、国際人権サービス、アムネスティ・インターナショナル、人権アドヴォケイツ、国際法律家委員会、Mizaan人権センター、人権と入国協会 Ma'onah

「ウィーン宣言と行動計画」の議事項目8の下での一般討論

コートボワール(アフリカ諸国を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、パキスタン(イスラム協力機関を代表)、英国(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、キューバ、リトアニア、ルクセンブルグ、コスタリカ、インド、ネパール、南アフリカ、スーダン、バングラデシュ、ジョージア、ガンビア、アルジェリア

3月29日(水)午後

議事項目8の下での一般討論(継続)

マラウイ、中国、パキスタン、ウクライナ、ヴェトナム、フランス(諸国グループを代表)、米国、チュニジア、ロシア連邦、イスラエル、コロンビア、ヴェネズエラ、タンザニア、インドネシア、バーレーン、イラク、アルメニア、オーストリア、アルバニア、アフガニスタン、モーリタニア、アゼルバイジャン、スリランカ、レソト、イラン、シリア、

法律司法欧州センター、国際ムスリム女性連合、国際レズビアン・ゲイ協会、人権と民主的参画センター“SHAMS”、人権開発中国財団、バーレーン法律家協会、Asociacion HazteOir 団体、Conselho Indigenista Missionario、インターフェイス・インターナショナル、中国国連協会、公正取引と人権を支持する国際会議、慈善活動 Al Baraern 協会、世界ユダヤ人会議、NGO 調査機関、法的支援とカウンセリング女性センター、連合村、内陸国国際団体

「世界人権宣言」採択後 75 年の「人種主義と人種差別と闘うことの緊急性というテーマに関する人種差別撤廃国際デー記念」討論

人権高等弁務官ステートメント: Volker Turk

パネリストによるステートメント:

1. Epsy Campbell Barr アフリカ系の人々に関する永久フォーラム議長
2. Verene A. Shepherd 人種差別撤廃委員会議長
3. Doudou Diene 奴隷制度回顧財団諮問理事会報告者・現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する前特別報告者
4. Saadia Mosbah Mnemty 団体会長

討論: コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、アイスランド(諸国グループを代表)、バルバドス(カリブ海共同体を代表)、欧州連合、オマーン(湾岸協力会議を代表)、ボリヴィア、米国、国連経済社会文化機関、チュニジア、コロンビア、ロシア連邦、ホーリーシー、アゼルバイジャン、トルコ、ポルトガル、国連ウイメン、コスタリカ、アルメニア、中国、英国、レソト、ナミビア、国連人口基金、東ティモール、国際人権サービス、国際国連青年学生運動、協議のための友好国際委員会、世界ユダヤ人会議、Rencontre Africaine our la defense des droits de l’homme、Centre Zagros pour les Droits de l’homme

まとめ: Epsy Cambbell Barr、Verene . Shepherd、Doudou Diene、Saadia Mosbah Mnemty

3月30日(木)午前

議事項目 8 に関する一般討論(継続)

Association pour la defense des droits de l’homme et des revendications democratiques/culturelles du peuple Azerbaidjanais-Iran-“ARC”、Tumuku 開発と文化連合、米州マイノリティ国際人権協会、Centre Zagros pour les Droits de l’Homme、Oeganisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Bictimes Du Monde、汎アフリカ協会、Tripla Difesa Onlus Guardie- Sicurezza Sociale e Ecozoofila、統合青年エンパワーメント-共通イニシャティヴ・グループ、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、平和トラック・イニシャティヴ、Citoyens en action pour la democratie et developpement、SDG 青年議会、ヒューマニスト・インターナショナル、北西人権団体連合、Maloca Internationale、水・環境・保健世界機関、Alsalam 財団、Association pour

l'Integration et le Developpement Durable au Brundi、青年統合ヴォランティア・プラットフォーム、世界 Barua 団体、Association Bharathi Centre Culturel Franco-Tamoul

答弁権行使: アルメニア、ウガンダ、アゼルバイジャン

「ダーバン宣言と行動計画」の効果的实施に関する政府間作業部会によるステートメント

提出文書: 「ダーバン宣言と行動計画」の効果的实施に関する政府間作業部会第 20 回会期報告書(A/HRC/52/78)

ステートメント: Marie Chantal Rwakazina 「ダーバン宣言と行動計画」の効果的实施に関する政府間作業部会議長・報告者

人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容: 「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施に関する議事項目 9 の下での一般討論

カタール(アラブ諸国を代表)、スウェーデン(欧州連合を代表)、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、アイスランド(北欧・バルチック諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、サウディアラビア(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、米国、中国、ドイツ、ルクセンブルグ、フランス、カメルーン、モロッコ、インド、ネパール、マレーシア、南アフリカ、スーダン、モルディヴ、バングラデシュ、アルジェリア、マラウイ、ベナン、キューバ、パキスタン、カタール、ウクライナ、ベルギー、ジョージア、テュニジア、ロシア連邦、イスラエル、シエラレオネ、ヴェネズエラ、朝鮮民主主義人民共和国、ペルー、エジプト、バーレーン、イラク、アルメニア、ジンバブエ、ジブティ、ウガンダ、トルコ、フィリピン、アフガニスタン、ナイジェリア、モーリタニア、ナミビア、アゼルバイジャン、ヨルダン、アイルランド、ケニア、オマーン、ベラルーシ、シリア、イラン、インドネシア、モザンビーク

3月30日(木)午後

議事項目 9 の下での一般討論(継続)

チャド、ボツワナ、パレスチナ国、欧州連合(諸国グループを代表)、国際国連青年学生運動、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、国際人種差別撤廃団体、Association pour les Victimes Du Monde、Alliance internationale our la defense des droits et des libertes、Asociacion Cubana de las Naciones Unidas(キューバ国連協会)、ユダヤ人学生欧州連合、NGO 調査機関、次世代財団、国際人権サーヴィス、民族的・宗教的・言語的・その地のマイノリティの権利保護国際連盟、Pasumal Thaayafem 財団、人権と民主的参画センター”SHAMA”、暴力被害者擁護団体、中国人権開発財団、シーク人権グループ、協議のための友好世界委員会、Al Mazan 人権センター、人権アドヴォキッツ、Rencontre Africaine pour la defense des droits ee l’homme、欧州法律司法センター、The/Centre European pour le droit, la Justice et les droits de l’homme、中国国連協会、公正取引と人権を支援する国際会議、Al-Haq、人に仕える法、法的援助とカウンセリングのための女性センター、国連監

視機構、Tumuku 開発文化連合、米州マイノリティ国際人権協会、Institut International pour les Droits et le Developpement、MIMAN 協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、国際弁護士団体、人権監視機構、Wlizka 救援財団、SDG のための青年会議、Association des etudiants tamouls de France、アフリカ先住民族調整委員会、Fitilla、Al Baraam 慈善活動協会、統合青年エンパワーメント homme et des revendications democratique/culturelles du peuple Azerbaidjanais-Iran-“ARC”、北西人権団体連合、Maloca Internationale、水・環境・保健世界機関、Alsalam 財団、人権機関、開発と地域社会エンパワーメント協会、Association pour l'Integration et la Developpement Dyrabke au Burundi、青年統合ヴォランティア・プラットフォーム、世界 Barua 団体、Association Bharathi Centre Culturel Franco-Tamoul、人間は権利

答弁権行使: 日本、リトアニア、アゼルバイジャン、朝鮮民主人民共和国、アルメニア

コンゴ民主共和国の人権状況に関する高等弁務官と国際専門家チームによる口頭による最新情報に関する意見交換対話

プレゼンターによるステートメント: Volker Turk 国連人権高等弁務官、Paul Empole Efambe ジュネーヴ国連事務所コンゴ民主共和国代表部大使、Benitou Keita コンゴ民主共和国の国連事務総長特別代表・コンゴ民主共和国国連機関安定ミッション長、Bacre Waly Ndiaye コンゴ民主共和国国際専門家チーム会長、Junior Safari Runiga 人権擁護者、証人、被害者、メディア専門家の保護ネットワーク国内コーディネーター

討論: コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、欧州連合、Association PANAFRICA、Ensemble contre la Peine de Mort、拷問廃止のためのキリスト教徒、Rencontre Africaine pour la Defense des droits de l'homme、国際人権サービス、Elizka 救援財団、アムネスティ・インターナショナル、世界拷問禁止団体、国際弁護士協会、次世代財団

まとめ: Junior Safari Runiga、Marie -Therese Keita-Bocoum コンゴ民主共和国の国際専門家チーム委員、Bacre Waly Ndiaye、Benitou Keita、Paul Empole Efambe、Maarit Kohonen Sheriff 人権高等弁務官事務所アフリカ課課長

3月31日(金)午前

議事項目 10: 技術援助と能力開発

マリの人権状況に関する独立専門家との意見交換対話

提出文書: マリの人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/52/81)

報告書のプレゼンテーション: Alioune Tine マリの人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント: マリ

討論: ベルギー(ベルギー、オランダ、ルクセンブルグを代表)、欧州連合、アイスランド(北欧・バルチック諸国を代表)、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、シエラレオネ、ブルキナファソ、米国、中国、ヴェネズエラ、エジプト、英国、スペイン、スーダン、南スーダン、リビア、セネガル、モーリタニア、ボツワナ、国連難民高等弁務官事務所、

ニジェール、オーストラリア、ロシア連邦、チャド、アイルランド、フランス、Centre Independent de Recherches et l'Initiatives pour le Dialogue、反奴隷制度インターナショナル、Centre du Commerce International pour le Developpement、国際人権同盟連盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、Elizka 救援財団、インターフェイス・インターナショナル、人権調査連盟

まとめ: Alioune Tine

ウクライナの人権状況に関する高等弁務官事務所の報告書に関する人権高等弁務官との意見交換対話

提出文書: ウクライナにおける人権状況: 2022年8月1日から2023年1月31日までに
関する人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/52/CPR/6)

報告書のプレゼンテーション: Volker Turk 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: ウクライナ

討論: エストニア(北欧・バルチック諸国を代表)、欧州連合、リトアニア、リヒテンシュタイン、マルタ騎士団、アイルランド、チェコ共和国、米国、ドイツ、ポルトガル、日本、中国、キプロス、フランス、ラトヴィア、ルクセンブルグ、北マケドニア、ロシア連邦、カナダ、ポーランド、ヴェネズエラ、スロヴァキア、オランダ、モルドヴァ共和国、オーストリア、英国、スペイン、アルバニア、トルコ、ジョージア、モンテネグロ、オーストラリア、クロアチア、ベラルーシ、ルーマニア、ブルガリア、朝鮮民主人民共和国、ベルギー、シリア、スロヴェニア、国際和解フェロシップ、報道者の自由と安全機関、良心と平和税インターナショナル、人権機関、人権ハウス財団、ウクライナ女性団体世界連盟、国連監視機構、アムネスティ・インターナショナル、透明性パートナーズ、iuventum e.V.、Meezaan 人権センター

まとめ: Volker Turk

3月31日(金)午後

中央アフリカ共和国の現地の人権状況の発展を評価するための交換意見交換対話

プレゼンテーション: Volker Turk 国連人権高等弁務官、Arnaud Djoubaye Abazene 中央アフリカ共和国司法・人権・グッドガヴァナンス国務大臣、Virginia Gamba de Potgieter 子どもと武力紛争事務総長特別代表、Mohamed AG Ayoya 中央アフリカ共和国国連多面的統合安定ミッション副特別代表・中央アフリカ共和国駐在コーディネーター、Yao Agbetse 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家、Karonawtee Chooramun 子どもの権利と福祉に関する専門家アフリカ委員会委員・中央アフリカ共和国報告者、Joachim Dehaba NGO のEsperance のプロジェクト・コーディネーター

討論: 欧州連合、ノルウェー(諸国グループを代表)、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、ポルトガル、米国、中国、フランス、国連子ども基金、ベルギー、モロッコ、ヴェネズエラ、エジプト、トーゴ、英国、スーダン、アンゴラ、セネガル、ボツワナ、ベナン、ロシア連邦、チャド、Centre du Commerce International pour le Developpement、全

世界キリスト教徒連帯、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、人権調査同盟

まとめ: Karoonawtee Ochooramun、Yao Agbetse、Joachim Dehaba、Mohamed AG Ayoya、Aenaud Djoubaye Abazene、Maarit Kohonen Sheriff 人権高等弁務官事務所アフリカ課課長

南スーダンに関する高等弁務官報告書に関する意見交換対話

提出文書: 南スーダンの技術援助と能力に関する高等弁務官報告書(A/HRC/52/82)

報告書プレゼンテーション: Christian Salazar 人権高等弁務官事務所現地活動・技術協力部長

当該国ステートメント: 南スーダン司法憲法問題大臣

討論: 欧州連合、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、シエラレオネ、米国、中国、フランス、ヴェネズエラ、エジプト、オランダ、朝鮮民主人民共和国、英国、スーダン、ウガンダ、モーリタニア、ボツワナ、スリランカ、ケニア、ロシア連邦、ルーマニア、セネガル、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、Centre Independent de Recherches et d'Initiatives pour le Dialogue、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、インターフェイス・インターナショナル、人権監視機構、人権アドヴォケイツ、人権調査連盟、アムネスティ・インターナショナル

まとめ: Ruben Mdol Aeol Kachuolnun 南スーダン司法憲法問題大臣、Masa Gassama 南スーダン国連ミッション人権ユニット長

4月3日(月)午前

リビアの独立事実確認ミッションとの意見交換対話

提出文書: リビアの独立事実確認ミッションの最終報告書(A/HRC/52/83)

報告書のプレゼンテーション: Mahamed Auajjar リビアの独立事実確認ミッション議長

当該国ステートメント: リビア

討論: フィンランド(諸国グループを代表)、カタール(アラブ諸国を代表)、欧州連合、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、国連ウィメン、カタール、シエラレオネ、ドイツ、米国、中国、フランス、チュニジア、国連子ども基金、ルクセンブルグ、コスタリカ、スイス、バーレーン、イラク、モロッコ、ヴェネズエラ、エジプト、オランダ、英国、スペイン、スーダン、南スーダン、ギリシャ、トルコ、ヨルダン、イタリア、マルタ、セネガル、アルジェリア、モーリタニア、イエーメン、ボツワナ、アイルランド、サウディアラビア、コンゴ、ニジェール、人権監視機構、人権連帯団体、差別に反対する Aman、アムネスティ・インターナショナル、カイロ人権学研究所、国際法律家委員会、国際人権サーヴィス、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、インターフェイス・インターナショナル、Alliance Internationale pour la defense des droits et des libertes、Maat 平和・開発・人権協会、Meezaan 人権センター、権利と自由擁護国際同盟

まとめ: Tracy Robinson リビアの独立事実確認ミッション委員、Chaloka Beani リビアの

独立事実確認ミッション委員、Mohamed Auajjar

技術援助と能力開発努力における成功と課題の全体像と情報を提供する年次口頭による最新情報のプレゼンテーション

Christian Salazar Volkmann 人権高等弁務官事務所現地活動と技術協力部部長

人権の分野での技術協力のための任意基金取締役会の報告書のプレゼンテーション

提出文書: 人権の分野での技術協力のための任意基金の取締役会の報告書(A/HRC/52/80)

プレゼンテーション: Azita Berar Awad 人権の分野での技術協力のための任意基金の取締役会会長

技術援助と能力開発に関する議事項目 10 の下での一般討論

カタール(アラブ諸国を代表)、コーティヴォワール(アフリカ諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、スウェーデン(欧州連合を代表)、タイ(東南アジア諸国連合を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ドミニカ共和国(諸国グループを代表)、米国、中国、フィンランド、リトアニア、ドイツ、ルクセンブルグ、カタール、フランス、アラブ首長国連邦、インド、ネパール、マレーシア、南アフリカ、モルディヴ、ジョージア、ガンビア、アルジェリア、英国、マラウイ、ベナン、キューバ、ウクライナ、カメルーン、チュニジア、ロシア連邦、ブルキナファソ、シエラレオネ、ヴェネズエラ、ラトヴィア、タンザニア、バーレーン、エジプト、イラク、トーゴ、南スーダン、サモア、モーリシャス、リビア、レソト、フィリピン、アフガニスタン、タイ、イエメン、アゼルバイジャン、ブルガリア、アイルランド、イラン、モザンビーク、オーストラリア、国際人道事実確認ミッション、カンボディア、報道者の自由と安全機関、人権機関、アジア人権開発フォーラム、イラク開発団体、Organisation Internationale pour lew pays les moins avances、シーク人権グループ、Les Catibous Liberes、弁護士の権利国際監視機構カナダ、国際人種差別撤廃団体、Fitilla、Association Culturelle des Tamouls en France、Le Pont、Associatin pour le Droit de l'homme et Le Developpement Durable

答弁権行使: ロシア連邦、カンボディア

3月3日(月)午後

国連人権高等弁務官の年次報告書とほ高等弁務官事務所と事務総長の報告書に関する議事項目 2 の下での決議の採択

1. 南スーダンの人権の推進に関する決議(A/HRC/52/L.27)

賛成 19 票、反対 9 票、棄権 19 票で決議を採択

票決結果: 賛成 19 票: アルゼンチン、ベルギー、チリ、コスタリカ、チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、パラグアイ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

反対9票: アルジェリア、ボリヴィア、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、セネガル、ソマリア、スーダン

棄権19票: バングラデシュ、ベナン、カメルーン、ガボン、ガンビア、インド、カザフスタン、キルギスタン、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、モロッコ、ネパール、パキスタン、カタール、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

2. ニカラグアの人権の推進と保護(A/HRC/52 L.38)

賛成21票、反対5票、棄権21票で、口頭で修正の決議案を採択

票決結果: 賛成21票: アルゼンチン、ベルギー、チリ、コスタリカ、チェキア、フィンランド、フランス、ガンビア、ジョージア、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、パラグアイ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

反対5票: アルジェリア、中国、キューバ、エリトリア、ヴェトナム

棄権21票: バングラデシュ、ベナン、ボリヴィア、カメルーン、コートイヴォワール、ガボン、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、マレーシア、モルディヴ、ネパール、パキスタン、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン

3. 東エルサレムを含む被占領のパレスチナ領土の人権状況と説明責任と正義を保障する責務(A/HRC/52/L.43)

賛成38票、反対2票、棄権7票で決議を採択

票決結果: 賛成38票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベルギー、ボリヴィア、チリ、中国、コスタリカ、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ホンデュラス、カザフスタン、キルギスタン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、パキスタン、パラグアイ、カタール、ルーマニア、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

反対2票: マラウイ、米国

棄権7票: カメルーン、チェキア、ジョージア、インド、ネパール、ウクライナ、英国

全ての人権、開発への権利を含めた市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する議事項目3の下での決議の採択

4. 人権擁護者の状況に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/52/L.1)

コンセンサスで決議を採択

5. マイノリティ問題に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/52/L.2)

コンセンサスで決議を採択

6. 宗教または信念の自由(A/HRC/52/L.4)

コンセンサスで決議を採択

7. 拷問及びその他の残酷、非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/52/L.5/Rev.1)

コンセンサスで決議を採択

8. 透明性があり、説明責任があり、効果的な公共サービスの提供を通して人権と「持続可能な開発目標」の推進(A/HRC/52/L.6)

コンセンサスで決議を採択

9. 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/52/L.8)

コンセンサスで決議を採択

10. 適切な生活水準とこの状況での非差別の構成要素としての適切な住居(A/HRC/52/L.10)

コンセンサス 決議を採択

11. 経済的・社会的・文化的権利の全ての国々での実現の問題(A/HRC/52/L.11)

コンセンサスで決議を採択

12. 精神衛生と人権(A/HRC/52/L.15)

コンセンサス 決議を採択

13. 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクト(A/HRC/52/L.18)

賛成 33 票、反対 13 票、棄権 1 票で決議を採択

票決結果: 賛成 33 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、ボリヴィア、カメルーン、チリ、中国、コスタリカ、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、ガンビア、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、モロッコ、ネパール、パキスタン、バラグアイ、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

反対 13 票: ベルギー、チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

棄権 1 票: メキシコ

14. 人権の推進と保護と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施(A/HRC/52/L.20)

コンセンサスで決議を採択

15. 地域人権機関との協力(A/HRC/52/L.21)

コンセンサスで決議を採択

16. 食料への権利(A/HRC/52/L.24)

コンセンサスで決議を採択

17. 国家の 外国の負債とその他の関連する国際的な財政責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家のマンデート (A/HRC/52/L.25)

賛成 32 票、反対 5 票、棄権 10 票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、ポリヴィア、カメルーン、チリ、中国、コスタリカ、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、ガンビア、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、ネパール、パキスタン、パラグアイ、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

反対 5 票: チェキア、フランス、ウクライナ、英国、米国

棄権 10 票: ベルギー、フィンランド、ジョージア、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ルーマニア

18. 万人の文化的権利の享受と文化的多様性の尊重の推進(A/HRC/52/L.26)

コンセンサスで決議を採択

19. 「世界人権宣言」の 75 周年と「ウィーン宣言と行動計画」の 30 周年記念(A/HRC/52/L.29)

コンセンサスで決議を採択

20. 移動者の人権に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/52/L.34)

コンセンサスで決議を採択

21. 元の国への違法な出どころに資金の無返済が人権の享受に与える否定的インパクトと国際協力改善の重要性(A/HRC/52/L.37)

賛成 32 票、反対 13 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、ポリヴィア、カメルーン、チリ、中国、コスタリカ、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、ガンビア、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、モロッコ、ネパール、パキスタン、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

反対 13 票: ベルギー、チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

棄権 2 票: メキシコ、パラグアイ

22. 人権、民主主義、法の支配(A/HRC/52/L.39)

コンセンサスで決議を採択

4月4日(火)午前

全ての人権、開発への権利を含めた市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進

と保護に関する議事項目 3 の下での決議の採択(継続)

23. 清潔で、健全で、持続可能な環境への人権(A/HRC/52/L.7 コンセンサスで決議を採択。採択前に理事会は修正案 L.64 を否決

24. 麻薬政策の人権の意味合いに関する人権理事会の貢献(A/HRC/52/L.22/Rev.1)

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択。採択前に理事会は修正案 L.48、L.49、L.50、L.51、L.53、L.60、L.61 を否決し、賛成 22 票、反対 20 票、棄権 5 票で修正案 58 を採択し、賛成 25 票、反対 18 票、棄権 9 票で修正案 59 を採択

25. 子どもの売買、性的搾取、性的虐待に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/52/L.40)

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

決議内容:

人権理事会は、

2008 年 3 月 27 日の人権理事会決議 7/13、2017 年 3 月 24 日の決議 34/16、2020 年 6 月 22 日の決議 43/22、及び人権委員会のすべての関連決議、特に 1990 年 3 月 7 日の委員会決議 1990/68 及び 205 年 7 月 22 日の経済社会理事会決議 2004/285 を想起し、

「子どもの権利に関する条約」は、子どもの権利の尊重、保護、成就のための国際的な土台をなしていることを強調し、「条約」の「選択議定書」の重要性を念頭に置き、その普遍的批准と効果的实施を要請し、

司法・説明責任・法的救済策へのアクセスを保障することの重要性のみならず、国境を越えた協力を通して、ジェンダーとトラウマに対応するように、被害者であり、サヴァイヴァーである子どものための防止、保護、リハビリ、回復、再統合措置の効果的実施の緊急の必要性を強調しつつ、オンラインでもオフラインでも、子ども特に女児の売買と性的搾取と虐待の根強さについて深く懸念し、

オンラインでもオフラインでも、あらゆる形態の子どもの売買と性的搾取と虐待の規模と複雑さと巨大な個人的・社会的害悪を認め、

この危機が、子どもの権利の完全実現に与えるインパクトを防止し、緩和するために、「持続可能な開発目標」のターゲット 5.3、8.7 及び 16.2 に概説されている目標の達成にとっての重要な手段であることを強調し、

2007 年 6 月 18 日の理事会の制度構築に関する人権理事会決議 5/1 と理事会の特別手続きマンデート保持者の「行動規範」に関する 5/2 を想起し、マンデート保持者は、これら決議とその付録に従って、その義務を果たすものとすることを強調し、

1. 子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含め、子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者の作業と貢献を歓迎する。

2. 人権理事会によって、その決議 7/13、34/16 及び 43/22 によって規定されたのと同じ条件で、子どもの売買、性的搾取及び性的虐待に関する特別報告者の資格の下で、3 年間、特別報告者のマンデートを延長することを決定する。

3. 子どもとジェンダーに対応した、障害者を包摂する、被害者を中心とした、トラウマを心得た取り組みを通して、国際人権法に従って、新たな形態のオンラインとオフラインの子どもの売買と性的搾取と虐待を効果的に防止し、根絶するために、子どもに優しい法的・政策的枠組みと子ども保護戦略を開発する際に、国々を支援するよう特別報告者に要請する。

4. ジェンダーに対応し、障害者を包摂し、被害者を中心とし、トラウマを心得た、子どもに優しく、子どもの権利に基づくように、あらゆる形態の子どもの売買と性的搾取と虐待及び被害者であり、サヴァイヴァーである子どもの保護、リハビリ、回復、再統合、司法へのアクセスに関して、提案と勧告を出して、それぞれの作業計画に従って、人権理事会と総会に、マンデートの実施に関して毎年報告を継続するようにも特別報告者に要請する。

5. 要求される情報はすべて提供し、訪問と勧告の実施に対する要請は前向きに検討して、任務を行う際に特別報告者と完全に協力し、支援するようすべての国々に要請する。

6. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表、子どもと武力紛争のための事務総長の特別代表、原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者及びその他の関連するマンデート保持者との協力を継続するよう、特別報告者を奨励する。

7. 特別報告者が、国々と国際団体、国内人権機関、市民社会及び子どもたちを含めたその他の関連ステイクホルダーからの見解と貢献を求め続けるようにも奨励する。

8. 特に思い通りに適切な人材と資材を設置することにより、マンデートを果たすために、特別報告者に必要な支援を提供するよう、事務総長と国連人権高等弁務官に要請する。

9. 作業計画に従って、この問題の検討を継続することを決定する。

理事会の注意を必要とする人権状況に関する議事項目 4 の下での決議の採択

26. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/HRC/52/L.3)

賛成 23 票、反対 8 票、棄権 16 票で決議を採択

票決結果: 賛成 23 票: アルゼンチン、ベルギー、ベナン、チリ、コスタリカ、チェキア、フィンランド、フランス、ドイツ、ホンデュラス、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、パラグアイ、ルーマニア、ソマリア、ウクライナ、英国、米国

反対 8 票: バングラデシュ、ボリヴィア、中国、キューバ、カザフスタン、パキスタン、ヴェトナム

棄権 16 票: アルジェリア、カメルーン、コーディヴォワール、ガボン、ガンビア、ジョージア、インド、キルギスタン、マレーシア、ネパール、カタール、セネガル、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン

27. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/HRC/52/L.9)

コンセンサスで決議を採択

28. 2020 年の大統領選に至るまでとその余波におけるベラルーシの人権状況(A/HRC/52/L.14)

賛成 21 票、反対 5 票、棄権 21 票で決議を採択

票決結果: 賛成 21 票: アルゼンチン、ベルギー、ベナン、チリ、コスタリカ、チェキア、フィンランド、フランス、ガンビア、ドイツ、ホンデュラス、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、メキシコ、モンテネグロ、パラグアイ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

反対 5 票: ボリヴィア、中国、キューバ、エリトリア、ヴェトナム

棄権 21 票: アルジェリア、バングラデシュ、カメルーン、コーティヴォワール、ガボン、ジョージア、インド、カザフスタン、キルギスタン、マレーシア、モルディヴ、モロッコ、ネパール、パキスタン、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン

29. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/52/L.16)

賛成 26 票、反対 5 票、棄権 16 票で決議を採択

票決結果: 賛成 26 票: アルゼンチン、ベルギー、ベナン、チリ、コスタリカ、コーティヴォワール、チェキア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、パラグアイ、カタール、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

反対 5 票: アルジェリア、ボリヴィア、中国、キューバ、エリトリア

棄権 16 票: バングラデシュ、カメルーン、インド、カザフスタン、キルギスタン、マレーシア、モルディヴ、ネパール、パキスタン、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

3月4日(火)午後

議事項目 4 の下での決議の採択(継続)

30. ミャンマーの人権状況(A/HRC/52/L.19)

コンセンサスで決議を採択

31. ロシアの侵略から生じたウクライナの人権状況(A/HRC/52/L.41/Rev.1)

賛成 28 票、反対 2 票、棄権 17 票で決議を採択

票決結果: 賛成 28 票: アルゼンチン、ベルギー、ベナン、チリ、コスタリカ、コーディヴォワール、チェキア、フィンランド、フランス、ガンビア、ジョージア、ドイツ、リトア

ニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、ネパール、パラグアイ、カタール、ルーマニア、ソマリア、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、

反対 2 票: 中国、エリトリア

棄権 17 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア、カメーン、キューバ、ガボン、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、モロッコ、パキスタン、セネガル、南アフリカ、スーダン、ウズベキスタン、ヴェトナム

パレスチナ及びその他のアラブ被占領地の人権状況に関する議事項目 7 のもとでの決議の採択

32. 被占領のシリア・ゴラン高原の人権(A/HRC/52/L.31)

賛成 31 票、反対 14 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 31 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、ボリヴィア、チリ、中国、コスタリカ、コーディヴォワール、キューバ、エリトリア、ガボン、ガンビア、インド、カザフスタン、キルギスタン、マレーシア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、ネパール、パキスタン、パラグアイ、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリ

反対 14 票: ベルギー、チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、モンテネグロ、ルーマニア、ウクライナ、英国、米国

棄権 2 票: カメルーン、ホンデュラス

33. パレスチナ人の民族自決権(A/HRC/52/L.32)

賛成 41 票、反対 3 票、棄権 3 票で決議を採択

票決結果: 賛成 41 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベルギー、ベナン、ボリヴィア、チリ、中国、コスタリカ、コーディヴォワール、キューバ、エリトリア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、インド、カザフスタン、キルギスタン、ルクセンブルグ、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ネパール、パキスタン、パラグアイ、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

反対 3 票: チェキア、英国、米国

棄権 3 票: カメルーン、リトアニア、ルーマニア

34. 東エルサレムを含む被占領のパレスチナ領土と被占領のシリア・ゴラン高原のイスラエルの入植地(A/HRC/52/L.42)

賛成 38 票、反対 4 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果: 賛成 38 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベルギー、ベナン、ボリヴィア、チリ、中国、コスタリカ、コーディヴォワール、キューバ、エリトリア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ホンデュラス、インド、カザフス

タン、キルギスタン、ルクセンブルグ、マレーシア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ネパール、パキスタン、パラグアイ、カタール、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

反対 4 票: チェキア、マラウイ、英国、米国

棄権 5 票: カメルーン、ジョージア、リトアニア、ルーマニア、ウクライナ

人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容: 「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施に関する議事項目 9 の下での決議の採択

35. 現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する深陽に関する特別報告者のマンドート(A/HTC/52/L.12)

コンセンサスで決議を採択

36. 「ダーバン宣言と行動計画」の効果的実施に関する政府間作業部会のマンドート(A/HRC/51/L.13)

賛成 45 票、反対 2 票、棄権 0 票で決議を採択

票決結果: 賛成 45 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベルギー、ベナン、ボリヴィア、カメルーン、チリ、中国、コスタリカ、コートイヴォワール、キューバ、チェキア、エリトリア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、インド、カザフスタン、カザフスタン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ネパール、パキスタン、カタール、ルーマニア、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム

反対 2 票: 英国、米国

37. 宗教または信念に基づく人に対する不寛容、否定的固定観念化、汚名、差別、穂暴力の唆し及び暴力との闘い(A/HRC/52/L.30)

コンセンサスで決議を採択

技術援助と能力開発に関する議題 10 の下での決議の採択

38. 調整された対象を絞った国際行動に対するハイティ政府からの要請に関連して、ハイティにおける人権状況を改善するための技術援助と能力開発(A/HRC/52/L.17/Rev.1)

口頭で修正の節義をコンセンサスで採択

39. ジョージアとの協力(A/HRC/52/L.28)

賛成 22 票、反対 4 票、棄権 21 票で決議を採択

票決結果: 賛成 22 票: ベルギー、チリ、コスタリカ、チェキア、フィンランド、フランス、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、パラグアイ、ルーマニア、セネガル、ウクライナ、英国、米国

反対 4 票: ボリヴィア、中国、キューバ、エリトリア

棄権 21 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、カメーン、コート
イヴォワール、ガボン、インド、カザフスタン、キルギスタン、マレーシア、モロッコ、
ネパール、パキスタン、カタール、ソマリア、南アフリカ、スーダン、アラブ首長国連邦、
ウズベキスタン、ヴェトナム

40. リビアの人権を改善するための技術援助と能力開発(A/HRC/52/L.33)

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

41. 人権の分野でのマリのための技術援助と能力開発(A/HRC/52/L.35)

コンセンサスで決議を採択

42. 南スーダンの技術援助と能力開発(A/HRC/52/L.36)

コンセンサスで決議を背採択

第 53 回人権理事会は 2023 年 6 月 19 日から 7 月 14 日まで開催予定

以上